

## 第2章 フランス

## 第2章 フランス

第2章 フランス .....	33
1. スポーツ行政の長期計画 年次業績計画書（PAP） .....	33
(1) 計画の根拠 .....	33
(2) 計画の策定経緯 .....	33
(3) 目標管理体系 .....	37
(4) 計画の構成 .....	38
(5) 計画の内容 .....	39
① 複数年プログラムの説明 .....	39
② 予算のサマリー .....	41
③ 年次業績計画書における戦略方針 .....	42
④ 業績目標及び成果指標 .....	45
⑤ 年次支出実績の説明 .....	61
⑥ アクシオン別の妥当性の検討 .....	63
(6) 計画の評価 .....	69
(7) 前年度成果と次年度予算計画の関係 .....	76
2. 参考文献 .....	78

第2章 フランス<sup>1</sup>

## 1. スポーツ行政の長期計画 年次業績計画書（PAP）

フランスにおいて我が国のスポーツ基本計画に相当する長期的な行政計画は、該当するものが策定されていない。

しかしながら、フランスにおいて各ミッション<sup>2</sup>の年次予算案に添付されるPAP(projects annuels de performances；年次業績計画書)は、単年度の業績計画書にとどまらず、中期的な政策・施策方針が定められた、基本計画の性格を併せ持つ行政計画と捉えられる。

PAPの予算案添付は2006年度から導入されており、スポーツ政策に係る現行のPAPは、2012年9月28日に公表された2013年の<sup>3</sup>「スポーツ・青少年・市民活動(Sport, jeunesse et vie associative)」のPAP2013である<sup>4</sup>。

「スポーツ・青少年・市民活動」のPAPが我が国のスポーツ基本計画に相当する行政計画であると判断される理由は、以下のとおりである。

- 1) スポーツ政策の基本的な方針が示されていること
- 2) フランスにおけるスポーツの現状と問題点を分析した結果導かれた中長期的な課題が整理され、それらを踏まえた政策方針が組み立てられていること
- 3) スポーツ担当省の政策－施策－施策事業、及び業績目標・成果指標・成果測定方法が明示され、政策及び施策は2007年以降2013年まで一切変更されていないこと
- 4) 3年間の複数年予算に準拠した中期計画であること
- 5) 関係主体の役割が明示されていること

## (1) 計画の根拠

各省がPAPを作成し年次予算案に添付することは、LOLF (LOI organique n°2001-692 du 1<sup>er</sup> août 2001 relative aux lois de finances；予算組立法)の第51条第5項に規定されている<sup>5</sup>。

## (2) 計画の策定経緯

スポーツ担当省であるスポーツ青少年社会教育市民活動省<sup>6</sup>のPAP(年次業績計画書)は

<sup>1</sup> 本章においてフランスの通貨を表す場合は、ユーロまたは€と表記する。参考までに、2012年における対円年平均為替レートは、1ユーロ=102.62円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

<sup>2</sup> 2006年以降におけるフランスの政府予算の策定は、省庁別予算からミッション(mission)別予算へと変更されている。ミッションは国民議会における予算の議決単位であり、特定の公共政策に資するプログラム(programme)全体を包含する概念で、プログラムとは異なり、単一の省に必ずしも帰属しない。

<sup>3</sup> フランスの政府会計年度は暦年(1月～12月)である。そのため、例えば政府文書に2011-2012と記載がある場合は、2011年と2012年の2年間という意味となる。したがって本稿において政府会計年度に関して記述する際には、文脈に応じてその方が適切と思われるものは「年度」ではなく「年」と表記した。

<sup>4</sup> Les projets annuels de performances (PAP) 2013

[http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2013/pap/pdf/PAP2013\\_BG\\_Sport\\_junesse\\_vie\\_associative.pdf](http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2013/pap/pdf/PAP2013_BG_Sport_junesse_vie_associative.pdf)

<sup>5</sup> LOLF (LOI organique n°2001-692 du 1<sup>er</sup> août 2001 relative aux lois de finances) 2013.9.3 改正

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000394028&dateTexte=&categorieLien=id>

<sup>6</sup> フランスのスポーツ担当省及びスポーツ関係政府機関に関しては、WIP ジャパン(2013)「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」報告書 第2章フランス に詳しくまとめている。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm)

2006年より、RAP（rapport annuel de performances；年次業績報告書）と併せて導入が開始されている<sup>7</sup>。

PAPとRAPはともに業績管理プロセスに用いるツールであり、翌年の業績指標とコスト分析会計について、それらの計画値を10月から12月の予算法案審議のために用意したものがPAP、実績値を翌年6月の決算法案審議段階で評価したものがRAPである。したがってPAPとRAPは、概ね同じ項目建てで対比検討が可能となるように構成されている。

各省が国民議会<sup>8</sup>において、前会計年度決算法案に前年の業績報告書であるRAPを、次会計年度予算法案に業績計画書であるPAPを各々添付して提出する義務は、LOLF（予算組織法）第51条に規定されている。

LOLFは2001年8月1日に制定された、新しい予算編成方式及び執行の基本を定めた組織法律（loi organique）であり、2002年から2005年までの準備試行期間を経て、2006年会計年度から全面施行された。

LOLFは、従来省庁別に計上されていた支出志向型予算を、予算の議決単位の目標及び業績評価との関連付けにより作成する業績測定方式のプログラム型業績予算へと変更のうえ、業績目標に対する成果を検証する仕組みを加えることで、国民議会における予算案議決にあたって大統領・政府の意向が強く働いていたそれまでの制度から、実質的な審議が図られる制度へと修正が図られたものである<sup>9</sup>。

スポーツ政策予算に係るPAPは、導入初年度の2006年以降一貫して「スポーツ、青少年、市民活動（Sport, jeunesse et vie associative）」という予算の議決単位により作成され、予算の執行単位としてスポーツに関する項目が設けられている。

LOLFは、予算の議決単位をミッション（mission）、執行単位をプログラム（programme）、プログラムを細分化した省内予算配分単位をアクション（action）という政策プロセスで運用するよう定めており、スポーツ政策の執行単位は2006年以降「プログラム219 スポーツ」とされている。また、予算の執行に係る権限と責任が2006年より大臣からプログラム責任者に移され、2013年現在は特別職上席行政官であるスポーツ局のティエリ・モジマン局長（Directeur）が「プログラム219 スポーツ」のプログラム責任者である。

PAPは、2005年に策定された2006年版がLFI（Loi de finances initiale；当初予算法案）という名前で公表され、その内容はミッション及びプログラム別の2006年予算計画のみが示された簡素なものとなっている。そして2006年のRAPにおいて2005年決算の検証と

<sup>7</sup> 2009年度からは表紙のイラストの色がPAPは白地に青、RAPは白地に赤に統一されたため、2010年度以降はPAPを含む予算法案附属書類一式のことを「青色予算法案附属書（bleus budgétaires annexés au PLF）」と呼ぶようになった。

<sup>8</sup> 国民議会（Assemblée nationale）は予算法案の審議権において元老院に優越する。

<sup>9</sup> LOLF（予算組織法）の成立経緯については、以下の文献が詳しい。

松浦茂（2008）「イギリス及びフランスの予算・決算制度」国立国会図書館調査及び立法考査局 2008.5  
[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200805\\_688/068806.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200805_688/068806.pdf)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2011）「ドイツ及びフランスにおける財務書類の検査及びその結果の報告の状況に関する調査研究」会計検査院 2011.2

[http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/pdf/itaku\\_h23\\_1.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/pdf/itaku_h23_1.pdf)

あわせ、LOLF の主旨に従ったプログラム別の政策課題の分析及び方針が策定され、さらに業績目標 (objectif) 及び成果指標 (indicateur) が各ミッションの下に複数設定され、2007 年の PAP から本格的に用いられるようになった。

「プログラム 219：スポーツ」のアクションは 2007 年以降 2013 年に至るまで次の 4 項目とされており、これらは我が国の「政策」に相当するものである<sup>10</sup>。

アクション1：最大多数のためのスポーツ振興  
 アクション2：高水準スポーツの発展  
 アクション3：スポーツにおける予防と競技者保護  
 アクション4：スポーツ職業の振興

アクションの下に設定される業績目標 (objectif) は、我が国の「施策」に相当するもので、「プログラム 219：スポーツ」では PAP2007 において 6 個が設定されて以降、PAP2013 まで変更はなされていない。

一方、業績目標に対しては成果指標 (indicateur) が 1 個以上、さらに成果指標の下にサブ指標 (sous-indicateur) が各々 1 個以上設定されるが、これらの指標は毎年適切性が見直され、その結果、次の会計年度より変更や追加が行われることがある。「プログラム 219：スポーツ」の場合、PAP2010 で設定した成果指標が PAP2013 に至るまで毎年用いられているが、その間サブ指標については変更や追加が実施されている。

サブ指標は例外なく具体的な数値目標、または測定可能な目標水準であり、スポーツ担当省が実施する施策事業と概ねパラレルな関係にある。また、PAP に示された各サブ指標には、詳細な方法論 (Précisions méthodologiques) とその適切性の検討が併記されている。

LOLF に基づいた新たな業績評価システムは、2007 年 5 月にサルコジ大統領の下発したフィヨン内閣が 2007 年 7 月に RGPP (Révision générale des politiques publiques；公共政策全般改正) を着手したことで強力に推進され<sup>11</sup>、2008 年 7 月には憲法の改正と共に LPFP (les lois de programmation des finances publiques；財政計画法) の制定、2008 年 12 月 19 日には LOLF の改正、2009～2011 年予算計画の策定が行われている<sup>12</sup>。

また、2012 年 5 月にオランド大統領の下発したエロー内閣は、2012～2017 年の公共債務削減計画 (Réduire la dette publique pour préparer l'avenir) を策定し<sup>13</sup>、これを踏まえた 2013～2015 年予算計画を編成した。そのため、PAP2013 の成果指標は 2015 年目標値を含む計画となっている。

<sup>10</sup> フランス政府予算ウェブサイトに掲載されている予算用語仏英対訳表 (Budgetary French-English Lexicon) では、プログラムが 'programme (specific public policy)'、アクションが 'sub-programme'、業績目標 (objectifs) が 'objectives (detailed) / goals / aims (more general)' と訳されている。  
[http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/fileadmin/medias/documents/ressources/comparaisons\\_internationales/lexique-budgetaire-fr-en.pdf](http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/fileadmin/medias/documents/ressources/comparaisons_internationales/lexique-budgetaire-fr-en.pdf)

<sup>11</sup> 柏木恵 (2010) 「フランスの財政・予算・公会計改革の現状」キャノングローバル研究所 2010.6.2  
[http://www.canon-igs.org/event/report/report\\_100602/pdf/100602kashiwagi.pdf](http://www.canon-igs.org/event/report/report_100602/pdf/100602kashiwagi.pdf)

<sup>12</sup> Un budget pour 3 années  
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/le-budget-et-les-comptes-de-letat/un-budget-pour-3-annes.html>

<sup>13</sup> Loi de programmation des finances publiques 2012-2017, Réduire la dette pour préparer l'avenir  
<http://www.economie.gouv.fr/files/projet-loi-finances-2013-plf-lpfp.pdf>

【参考】SSCS（スポーツ公共事業総合計画）について

1999年に策定されたSSCS (schéma des services collectifs du sport ; スポーツ公共事業総合計画)は、1995年策定のSNADT (国土整備基本計画)の根拠法であるLOADT (パスクワ法)が1999年に廃止され、これに代わるものとして制定されたLOADDT (ヴォアネ法)に基づき、先20年間を展望した、9分野(①高等教育、②文化、③保健衛生、④情報・通信、⑤旅客運送、⑥貨物運送、⑦エネルギー、⑧自然・農村空間、⑨スポーツ)におけるSSC (公共事業総合計画)のひとつである<sup>14</sup>。

SSCは、各分野の現状把握と国の国土整備目標を示したうえで、地域圏議会が地域圏レベルの具体的長期計画であるSRADT (地方国土整備開発基本計画)を策定する際に、SRADTが中央政府レベルの公共事業整備計画に準拠するという大枠の方針を定めたものであり、各分野における数値目標や整備計画・施策事業の具体的な記述はなされていない。

9分野のSSCに各々掲げられた「潜在的な可能性のある分野に関する戦略的戦略」「国の直接的介入に係る戦略的選択」「優先介入地域」の内容は、国と地域圏の間において協議のうえ締結する5か年契約のCPER (Contrats de Projets État-Région ; 国家・地域圏計画契約)において考慮、反映される。SSCは第4次CPER (2000年～2006年)に反映され、続く第5次CPER (2007～2013年)に継承された。第6次CPER (2014～2020年)は2013年中に締結が完了する見込みである。

2005年5月に発出したド・ヴィルパン内閣は「2005年6月8日付オルドナンス第2005-654号に関する共和国大統領宛て報告書」のなかで、SSCSの法的拘束力を否認している。この報告書の主旨は、9分野のうち「旅客運送」と「貨物運送」の2分野を合わせた「輸送におけるマルチモーダル公共事業総合計画」が法的拘束力のある20年の長期計画であるために、欧州協調政策の要請に対して柔軟な対応ができないという問題の重大性を指摘し、それゆえ「輸送におけるマルチモーダル公共事業総合計画」を廃止すべきである、というものであり、併せて「スポーツ」を含む他の分野のSSCについては「法的拘束力を欠く」と明記されたものである<sup>15</sup>。なお、当報告書は大統領の承認を得て法律化され、2005年6月に「輸送におけるマルチモーダル公共事業総合計画」は廃止されている。

2006年5月には、スポーツ法典の「法律の部」が編纂された。スポーツ法典第L111-2条には「SSCSは...自然・農村空間公共事業総合計画との整合性を図りつつ、全国におけるスポーツ実践に関するサービス、施設、空間、現場、道路へのアクセスを発展させ、市民の社会統合の推進を図るための、国の目標である」と規定されている<sup>16</sup>。これに呼応するように、2006年のLOLF (予算組織法)全面施行に伴って「スポーツ、青少年、市民活動」のPAP (年次業績計画書)及びRAP (年次業績報告書)の策定がなされ、SSCSに掲げられていた5個の「国の目標 (les objectifs de l'État)」は、「プログラム219:スポーツ」の4個の政策「アクション」及びその下の諸施策「業績目標 (objectif)」にその一部が継承されている。

但し、2006年以降毎年公表されているPAPには、SSCSに関する言及が全く見られない。SSCSは、議会財政委員会報告書等の他の予算関連文書においても言及された形跡すらない。SSCSが定めた国と地域によるスポーツ関係の国土整備を国として所管するのはスポーツ担当省ではなく、DATAR (国土整備・地方の魅力省庁間庁)であり、DATARのウェブサイトには2002年に出版されたSSCの書籍版の案内が掲載されている<sup>17</sup>。しかし現在、SSCSを含むSSCのテキストは、DATARはおろか、フランス政府ウェブサイトのどこからも拾うことができない。予算計画に全く言及されず、政府ウェブサイトのどこにも公表されていないということは、SSCが計画文書としてもはや機能していないことを意味している。

以上に確認された事実を総合的に検討すれば、1999年策定のSSCSは先20年間を見越したスポーツ政策の目標及び関連する国土計画の推進方針を定めた行政計画であったが、遅くとも2006年にスポーツ法典の編纂ならびにLOLFの全面施行がなされた時点において、スポーツ政策の基本的な計画としての役割を終えていたと捉えるのが妥当である。

<sup>14</sup> SSCSの内容は、笹川スポーツ財団(2011)「スポーツ政策調査研究」フランス章 pp.112-114を参照 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/sports/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2011/08/03/1309352\\_009.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/fieldfile/2011/08/03/1309352_009.pdf)

<sup>15</sup> Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n°2005-654 <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000811038&dateTexte=&categorieLien=id>

<sup>16</sup> Code du sport, Article L111-2 [http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=A13DE06D3191A0EDD0EE95E8B12736BE.tpdjo05v\\_1?cidTexte=LEGITEXT000006071318&idArticle=LEGIARTI000006547494&dateTexte=20130901&categorieLien=cid#LEGIARTI000006547494](http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=A13DE06D3191A0EDD0EE95E8B12736BE.tpdjo05v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071318&idArticle=LEGIARTI000006547494&dateTexte=20130901&categorieLien=cid#LEGIARTI000006547494)

<sup>17</sup> DATAR, Nos publications › Collection « Territoires en mouvement » (Poche) › Les schémas de services collectifs (2002) <http://www.datar.gouv.fr/les-schemas-de-services-collectifs-2002>

(3) 目標管理体系

スポーツ政策に係る 2013 年の業績計画書である「スポーツ、青少年、市民活動」の PAP2013 を体系的に整理すると、以下のようになる。

なお、PAP2013 は、以下に示した内容のうち予算額と施策事業数以外は PAP2012 と同一の内容となっている。

図表-2-1 LOLF（予算組織法）におけるスポーツ政策と業績管理の体系（PAP2013）

予算	単位	ミッション「スポーツ、青少年、市民活動」					
	政策	プログラム 219 「スポーツ」					
		債務負担行為（AE：複数年予算における契約可能金額の上限） €252,283,372 支払許容費（CP：単年における支出の上限） €255,438,709					
予算	政策	アクション1 最大多数のための スポーツ振興	アクション2 高水準スポーツ の発展	アクション3 スポーツにおける 予防と 競技者 <sup>18</sup> の保護	アクション4 スポーツ職業の 振興	予算	
		AE：€8,241,286 CP：€8,241,286	AE：€167,071,291 CP：€173,822,601	AE：€19,081,937 CP：€19,081,937	AE：€31,094,535 CP：€31,094,535		
施策事業		13 施策事業に 上記予算を配分	17 施策事業に 上記予算を配分	11 施策事業に 上記予算を配分	12 施策事業に 上記予算を配分		
業績管理	施策	業績目標1 Objectif 1 優先市民層に傾注し、 スポーツ活動への参加、 とりわけクラブスポーツへの 参加を促進する	業績目標2 Objectif 2 スポーツ連盟の財政規律の 強化と効率性の向上	業績目標3 Objectif 3 国内におけるスポーツ施設の 配置の最適化を図り、計画的な 施設整備を推進	業績目標4 Objectif 4 フランスのスポーツ立国に向け た強化	業績目標5 Objectif 5 スポーツ倫理活動の強化及び 競技者の健康を保持	業績目標6 Objectif 6 公共サービスの使命として 競技者の就業とトレーニング活動 を支援
	成果指標	成果指標 1.1 Indicateur 1.1 スポーツ連盟が発行する ライセンスの状況	成果指標 2.1 Indicateur 2.1 財政基盤が脆弱または 財政状況が悪化した スポーツ連盟の数	成果指標 3.1 Indicateur 3.1 地域圏におけるスポーツ 施設の配置状況	成果指標 4.1 Indicateur 4.1 フランスのスポーツ ランキング	成果指標 5.1 Indicateur 5.1 高水準競技者及び準 トップの総数に占める 総合的な医療ケアを 過去1年間に受診した 高水準競技者又は エスボワールの数	成果指標 6.1 Indicateur 6.1 学位取得後取得した 資格により就職できた 卒業生の割合
		成果指標 1.2 Indicateur 1.2 CNDS が地域に配分 する補助金の額	成果指標 2.2 Indicateur 2.2 スポーツ連盟の財政 自律の状況	成果指標 3.2 Indicateur 3.2 地域圏におけるスポーツ 施設の配置が CNDS により「水準以下」と 判定された割合	成果指標 4.2 Indicateur 4.2 国のスポーツ機関に 所属する高水準 競技者の割合	成果指標 5.2 Indicateur 5.2 ドーピング防止に係 る事務費と検査費用	成果指標 6.2 Indicateur 6.2 総就業時間に占める トレーニング活動時 間の割合
		成果指標 1.3 Indicateur 1.3 CNDS の財政支援対象 である特定グループ に対して地域圏が 交付する補助金の 状況				成果指標 5.3 Indicateur 5.3 競技会外検査数/ド ーピング検査総数	成果指標 6.3 Indicateur 6.3 高水準競技者の就 職率

(2013 年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013)より整理)

<sup>18</sup> 本稿では「スポーツ、青少年、市民活動」の PAP2013 の原文にある 'sportif' が、専ら高水準スポーツの競技参加資格を持つ者を指して用いられていることから、訳語には一般的な「スポーツマン」または「スポーツができる人」ではなく、「競技者」を充てている。なお、'athlètes' は一般に「陸上競技者」または「陸上選手」という意味で用いられるが、PAP2013 の原文では陸上に限定せず、大会に出場する選手らを指して用いられている。したがって原文に 'athlètes' とあるものは、訳語を「選手」とした。

## 第2章 フランス

### (4) 計画の構成

「スポーツ、青少年、市民活動」の PAP2013 は全体で 115 ページ、スポーツ政策に関する「プログラム 219：スポーツ」部分は約 70 ページである。

図表-2-2 PAP2013 の全体構成（総論及び「プログラム 219：スポーツ」部分）

「スポーツ、青少年、市民活動」PAP2013		page	記述内容	次項(5)の小項目
ミッション スポーツ、 青少年、市民活動	複数年プログラムの 説明	8	・ミッションにおける戦略	① (i)
		9	・支払許容費の推移(2012~2015年)	図表-2-3
		9	・主要な改革の概要	(ii)
		10	・ミッションにおける特筆すべき成果指標	(iii)
	予算のサマリー	11	・プログラム別予算計画	② 図表-2-4
		12	・経費別予算計画	図表-2-5
プログラム 219： スポーツ	年次業績計画書にお ける戦略方針の説明	14	・年次業績計画書における戦略方針	③
		16	・業績目標及び成果指標の一覧	図表-2-6
	業績目標及び成果指 標	18	・業績目標別成果指標の説明	④ (i)
		~	・成果指標/サブ指標の実績/見込/計画	図表-2-7
		33	・成果指標/サブ指標の詳細方法論	(ii)
	議決予算及び租税支 出の説明	34	・2013年 アクション/経費別予算要求	⑤ 図表-2-8
		35	・2012年 アクション/経費別議決予算	図表-2-9
		36	・2012/2013年 カテゴリ別/予算種類別支出	図表-2-10
		37	・租税支出	図表-2-11
		37	・租税支出	図表-2-12
	最初の1ユーロから の証明	38~	・プログラム相互の予算構成	—
		40	—主要な改善点、PPP、国家・地域圏計画契約(CPER)	—
		41	・人件費を除く支払許容費の執行状況のモニタリング	—
		42	・アクション別の妥当性の検討	⑥ (i)
		~	—予算内訳	~
57	—概要説明	(iv)		
関係法人の状況	58 ~ 77	・関係法人別プログラム支援額の概要	—	
		・関係法人別人件費支払対象者数の概要		
		・以下5個の関係法人の事業/財務執行状況について記述		
		—CREPS(スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター)		
		—CNDS(国立スポーツ振興センター)		
—国立スポーツ大学				
—INSEP(国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院)				
—MNS(国立スポーツ博物館)				
プログラム及びアク シオンのコスト分析	78 ~ 80	・アクション相互の関係及び他のプログラムとの関係模式図	—	
		・アクション別の政策実行にあたり、同一プログラム内の予算 流用、及び他プログラム(他省庁)間との予算移用の一覧表 ・上記の詳細説明		

(2013年予算案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013)より整理)

以下、「スポーツ、青少年、市民活動」PAP2013の「プログラム 219：スポーツ」より、我が国のスポーツ基本計画の在り方の検討にあたって参考となる部分を整理し、テキスト及び図表の日本語訳を掲載する。



(5) 計画の内容

① 複数年プログラムの説明

(i) ミッションにおける戦略

省庁間ミッション「スポーツ・青少年・市民活動」は、スポーツ青少年社会教育市民活動大臣の管轄に属する公共政策の実施を目的とする。

ミッションの予算枠は、2013-2017年公共財政計画法案（L'essentiel de la loi de programmation des finances publiques pour la période 2012 à 2017）に従い、スポーツ、青少年、市民活動の分野における政府の政策課題を中心に、公会計の財政再建という集団努力に寄与するために効率性を重視しながら、国の戦略的介入を維持するという意志のもとに構成される。

スポーツにおける省政策は、国及び地方公共団体と新たなパートナーシップを構築していくうえで、スポーツ運動組織（mouvement sportif）の責任化（responsabilisation）を促進するものである。また、当政策により、スポーツ参加へのアクセスの不平等を是正し、スポーツにおける倫理を強化するとともに、スポーツを通じた健康増進を推進するためにより効率的な行動を可能とする。また、高水準競技者に対しては、トレーニングを支援する一方で、高水準競技者の学業とキャリアの2つのプロジェクトを成功に導くことも含まれる。高水準スポーツに対する当支援は、スポーツ施設の改修・改築という努力にも反映され、特に、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）では、新設されるスポーツ施設の段階的な完成が待ち望まれている。また、スポーツ連盟への支援は、次期目標協約（conventions d'objectifs）<sup>19</sup>を通じて継続される。最後に、スポーツ環境の質であるが、それは、これら目標を達成するために必要不可欠な要素であり、雇用支援の必要性が示され、研修課程の簡素化が求められている。

（2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.8）

図表-2-3 支払許容費（CP）の推移（2012～2015年）（単位：ユーロ）

	2013年版 2012年LFI(1)CP	PLF 2013 CP	2014 CP	2015 CP
ミッション上限（年金特別勘定[CSA]における国の直接拠出を除く）(2)	485,550,046	462,762,359	484,862,358	555,062,358

- (1) 2012年当初予算法（LFI）は、2013～2015年計画に準拠した予算モデルの形式で示される。また2012年LFIには、2013年予算法案（PLF）のミッションに影響を与える範囲と予算振替の修正が施される。
- (2) 公共財政計画法案に従い、一般予算におけるミッションの上限は、年金特別勘定（CAS Pensions）の国の直接拠出を除いて示される。

（2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.9）

(ii) 主要な改革の概要

スポーツ・青少年・社会教育・市民活動における省政策の優先課題は、構造化を促進する次の課題と整合性を図りながら実施される：

- 省庁間レベル：地方分権化の新しいステージに向けた準備
- ミッションの範囲：中央行政機関、地方出向機関及び実施機関（opérateurs）の介入を最適化するための任務と手段の適合に関する検討

「スポーツ」部門について

スポーツ運動組織との新たなパートナーシップは、政府、国立スポーツ振興センター（CNDS）、国立スポーツ学校、五輪競技スポーツ連盟及びスポーツ連盟といった国レベルの関係者間の役割分担を明確にすることを優先課題としている。これら取り組みは、専門部門のガバナンス（特にスポーツ国民会議）や、交付金の支給、組織構造などに関わるものである。

スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター（CREPS）のネットワークを活用し、地域レベルで実施される。そのため、CREPSを強化し、地方公共団体との連携を高めていくことが求められる。

（2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.9）

<sup>19</sup> 1945年以降、国はスポーツ連盟に、スポーツ担当省と締結した目標協約（conventions d'objectifs）に定める方針に基づいて、各々のスポーツ分野での活動を組織し活動を促進する権利を委譲している。目標協約とは、国とスポーツ連盟との間で複数年の資金提携の関係をとり決め、両者がそれぞれ、身体的及びスポーツ活動の振興のために公役務に共同参画するという意志を具体化したものである。

## 第2章 フランス

### (iii) ミッションにおける特筆すべき成果指標

スポーツ政策の重要な課題は、優先的に取り組む市民層（優先市民層）に対してスポーツ機会の提供を充実させることによって社会統合を強化すること（成果指標 219-1.1、下記参照）及び、高水準スポーツを支援すること（成果指標 219-4.1、下記参照）を目的としている。

そこで、ミッションで適用される指標は、優先市民層を中心にスポーツ参加を広め、フランスのスポーツランキングを強化するという優先課題を示す。

業績目標：優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する

#### 成果指標 219-1.1：スポーツ連盟が発行するライセンスの状況

サブ指標 (プログラム 219 業績目標 1 の詳細説明を参照)	単位	2013 計画
ライセンスの数（海外県含む）	百万件	17.9
フランス政府発行のライセンスの割合（海外県除く）	%	27.6
20歳未満のライセンス取得率（海外県除く）	%	38.0
ライセンス取得者に占める女性の割合（海外県除く）	%	19.9
ZUS（問題の生じやすい都市部）ライセンスの割合（海外県除く）	%	12.6
ライセンスの数（海外県含む）	百万件	17.9

業績目標：フランスのスポーツ立国に向けた強化

#### 成果指標 219-4.1：フランスのスポーツランキング

サブ指標 (プログラム 219 業績目標 4 の詳細説明を参照)	単位	2013 計画
冬季及び夏季オリンピック競技大会におけるメダル獲得ランキング	位	17.9
主要 25 競技種目におけるメダル獲得ランキング	位	27.6

(2013 年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.10)

## ② 予算のサマリー

図表-2-4 プログラム別予算計画 (PAP2013) (単位:ユーロ)

プログラム及びアクションの 番号とタイトル Numéro et intitulé du programme et de l'action	債務負担行為 (AE) Autorisations d'engagement			支払許容費 (CP) Crédits de paiement		
	2012年 LFI (当初予算 法) 許可額	2013年 要求額	2013年 FDC + ADP 期待額 (*)	2012年 LFI (当初予算 法) 許可額	2013年 要求額	2013年 FDC + ADP 期待額
219 : スポーツ	252,283,372	225,489,049	19,605,000	255,438,709	232,240,359	19,970,000
01 最大多数のためのスポーツ振興	16,585,830	8,241,286	19,500,000	16,735,830	8,241,286	19,500,000
02 高水準スポーツの発展	182,880,215	167,071,291	80,000	185,885,552	173,822,601	445,000
03 スポーツにおける予防と競技者保護	19,445,825	19,081,937	25,000	19,445,825	19,081,937	25,000
04 スポーツ職業の振興	33,371,502	31,094,535	—	33,371,502	31,094,535	—

(\*) FDC (Fonds de concours) : 協力資金、ADP (Attributions de produit) : 収益割当

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.11)

図表-2-5 経費別予算計画 (PAP2013) (単位:ユーロ)

プログラム及び予算種別の番号 <sup>20</sup> とタイトル Numéro et intitulé du programme et du titre	債務負担行為 (AE) Autorisations d'engagement			支払許容費 (CP) Crédits de paiement		
	2012年 LFI (当初予算 法) 許可額	2013年 要求額	2013年 FDC + ADP 期待額	2012年 LFI (当初予算 法) 許可額	2013年 要求額	2013年 FDC + ADP 期待額
219 : スポーツ	252,283,372	225,489,049	19,605,000	255,438,709	232,240,359	19,970,000
Titre 3 経常費 Dépenses de fonctionnement	102,855,041	108,280,205	105,000	105,950,409	108,044,205	105,000
Titre 5 投資経費 Dépenses d'investissement	22,482,234	13,156,785	0	22,392,203	20,144,095	365,000
Titre 6 関与費 Dépenses d'intervention	126,446,097	105,052,059	19,500,000	126,446,097	105,052,059	19,500,000
Titre 7 金融操作費 Dépenses d'opérations financières	500,000	—	—	650,000	—	—

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.12)

<sup>20</sup> プログラムの予算種別は性質別に7種類に分類され、タイトル (Titre) に番号を付す形で示される。この表に掲載されていない他のものには、Titre 1: 権力機関組織費、Titre 2: 人件費、Titre 4: 公債費、Titre 6: 移転支出、がある。また「人件費以外の予算 (Hors titre 2)」という場合は、一般に Titre 3: 経常費、Titre 5: 投資経費、Titre 7: 金融操作費の合計を指し、これは各プログラムの債務負担行為 (AE) の要求額と一致する。

## 第2章 フランス

### ③ 年次業績計画書における戦略方針

ティエリ・モジマン (Thierry MOSIMANN)  
スポーツ局長  
プログラム 219「スポーツ」責任者

プログラム「スポーツ」は、安全が保証された質のある環境のもとで、レベルを問わず全ての市民による身体的及びスポーツ活動への参加を促進することを目的としている。しかし、この目的は、多種多様な施策を伴ってこそ効果を現す。というのは、スポーツに向いている市民は、社会体のほぼ全体ともいえるが、それ自身が極めて多様な面を含み持っているからである。

このことを背景に、6つの戦略的方針を定め、実施される施策の整合性を図る。

**第1の方針は、今日確認される不平等なアクセスを是正することによって、スポーツへの参加を拡大させることである。**

身体的及びスポーツ活動に対する関心度は非常に高い。15歳以上の3人に2人が1週間に少なくとも1回、1つあるいは複数の身体的及びスポーツ活動を実施し、10人中4人以上が集中的に、つまり1週間に2回以上、身体的及びスポーツ活動を実施している。

しかし、スポーツ実施者の大半が、組織（非営利団体あるいはスポーツクラブ）に入会せず、なんらかのサポート（インストラクター、教員、教育者あるいは推進指導者等）も受けていない。競技会又はスポーツイベントに参加するのは、スポーツ実施者の5分の1にすぎない。

スポーツ担当省は、スポーツクラブを通じたスポーツへの参加を促進し、発展させることを目的とした施策を継続する。

- スポーツの振興及びスポーツ登録証（ライセンス）所持者数の増加は、スポーツ連盟と締結される新しい目標協約（conventions d'objectifs）の中心課題である。
- 国立スポーツ振興センター（CNDS）の活動は、「みんなのためのスポーツ振興とみんなのためのスポーツ施設」という設立当初の使命に基づく。
- 推進指導に関係する職業やスポーツ職業の公的機関による研修の提供及び資格認定に関する政策を通じて、スポーツ管理者の育成の場を広げ、スポーツ活動の環境における教育的な質を保証する。
- 学校再建に関する討議は、青少年のスポーツ活動を発展させるための考察と取り組みに着手する機会にもなる。

みんなのためのスポーツという野心は、不平等の是正に向けた断行的な施策を伴うものでなければならない。

- まずは、地域間の不平等を是正

人口推移や都市及び都市周辺の発展から、今日、パリ都市圏、リヨン都市圏並びにリール都市圏の県、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏の主要都市、及び海外県においてスポーツ施設の不足が確認されている。国立スポーツ振興センター（CNDS）は、スポーツ施設が十分に配置されていない県や地域の均衡が課題とされる優先区域に焦点を当てた取り組みを図る。

スポーツ担当省は、スポーツ施設分布図集（l'atlas des équipements sportifs）や地域詳細診断（DAT : diagnostic territorial approfondi）をはじめ、将来的にスポーツ施設地域統合計画などの革新的な取り組みを展開する。

- 次に、フランス社会を構成する様々な要素間の不平等を是正

スポーツ登録証（ライセンス）を所持している女子の割合は増加傾向にあるが、男子の割合に比べるといまだに低い。障害者のスポーツ参加も依然として限られている。脆弱都市地区（ZUS : zones urbaines sensibles）におけるライセンス率は、全国平均に比べて2倍以上低い。一方、上位の社会職務階層（catégories socioprofessionnelles supérieures）及び中間職（professions intermédiaires）はスポーツクラブに入会し、高い頻度でスポーツに打ち込んでいる。

そのためスポーツ担当省は、施策推進の原動力となる手段（CNDS、目標協約、全国リソース拠点の専門能力）を動員し、とりわけ優先市民層に特別な注意を傾ける。

**プログラム「スポーツ」の第2の戦略的方針は、高水準スポーツの発展である。**

つまり、高水準競技者を通じて、フランスの影響力に貢献し、スポーツ分野におけるフランスのランクを持続的に高めることにある。

そのため的手段として、次の3つが動員される。

- 2013年、スポーツ担当省は、ロンドンオリンピック及びパラリンピックの結果に基づいて、スポーツ連盟と新たな目標協約を開始する。

- 国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) が高水準スポーツネットワークを推進する役割を担う。当学院は、国立山岳スポーツ学校 (ENSM)、国立ヨット・水上スポーツ学校 (ENVSN) 及びフランス馬・乗馬学院 (IFCE) の3つの国立スポーツ学校と、16のスポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS) と提携し、高水準競技者の2つのプロジェクト (学業とキャリア) を成功に導くこと、及びスポーツ職業のための研修を実施することを活動の中心に据えたスポーツ機関ネットワークを構築する。
- 高水準スポーツのための国の施策は、2009年から2012年のオリンピックでスポーツ優秀コース (PES) を設置するなどの見直しが図られた。PESは、スポーツ連盟のプロジェクトに基づき、高水準競技者の社会編入や就職に向けた準備をしながら、高水準競技者が主要な競技会で決勝や表彰台に進出できるように、各スポーツ種目の特殊性に照らし合わせて、より効率的な研修やトレーニングの諸形態を特定させる。こうして PES は、次回オリンピック競技大会の出場をめざす競技者のトレーニング内容の効率性を向上させるために用意される。

**プログラム「スポーツ」の第3の戦略的方針は、スポーツ競技の真摯な姿勢とその倫理を保護することである。**

すでにフランスでは、ドーピング防止の行政機関の設置、ドーピング防止のための国家プログラムならびにドーピング製品の売買防止のための施策の策定、製薬業界の協力による調査政策など、ドーピング防止のための重要な措置が講じられている。それは、世界ドーピング防止規程及びその国際規格に完全に準拠した法規範であり、この取り組みは今後も継続、拡張される。

同様に、オンラインゲーム規制庁 (ARJEL) の設置、スポーツ倫理及び競技者の権利の強化を目的に、2012年2月1日付法律第2012-158号が制定され、オンラインによるスポーツゲーム規制に著しい進展が図られた。今後も、予防と抑圧措置の観点から更なる進展が見込まれる。

サポーターとの摩擦問題 (supportérisme) 及び差別対策については、2つの倫理委員会がそれぞれ担当する。

**2013年、「健康スポーツ」振興のための果敢な施策が開始される。**

身体的及びスポーツ活動の促進が、個人の健康増進や慢性疾患の予防及び治療に寄与することが認められ、国民健康対策としてのコンセンサスを得ている。当プログラムはすでに国民健康づくり国家計画の立案に関与している。

2013年、当施策は健康増進を促進するために更に強化される。特に特定の市民層 (高齢者、肥満者、慢性疾患の患者) に適応した身体的活動の提供を充実させるため、スポーツ連盟を支援し、健康づくりに係るあらゆる公共施策 (地域保健プロジェクト、地域保健契約等) にスポーツを取り入れ、この分野の革新的なイニシアティブを見出し、支援する。

#### スポーツ職業研修システムの簡素化

価値という点からスポーツ実践の豊かさは、スポーツ実施者を指導する教育者によって発せられるメッセージの質の上に立脚する。

フランスがプロの一人ひとりに資格の取得を義務づけ、スポーツの実施環境を規制する道を選んだのは、この分析ならびにスポーツ実施者の安全性の確保に基づいてのことである。

この要求に応じるために、複数の研修システム (大学の学位、スポーツ担当省認定資格、スポーツ組織が交付する資格) が設けられている。

2013年には、研修システムを分かりやすいものにし、スポーツ分野での雇用を促進するための率先した施策が講じられる。このシステムの簡素化によって、研修ならびに資格認定に要する実施コストの削減も可能となる。

**最後に掲げる戦略的方針は、スポーツガバナンスの改善である。**

今ではスポーツは社会の重要な課題の一つとなり、非常に多くの関係者が関与している。これらスポーツ分野の関係者全体をとりまとめる、より良い組織づくりについての考察が開始される。

現行のスポーツ会議 (conférence du sport) は、組織構成の多様化を図るために改革が施される。その活動は、地方公共団体と協力関係にある地域圏議会が引き受けることになる。

第三次地方分権化の動きに伴い、スポーツ政策における地方公共団体が担う役割についての議論も開始される。

国とスポーツ連盟との間で締結される目標協約に向けた交渉プロセスは、緊縮予算を背景に、見通しを重視し、先験的な形式主義を減らし、経験に基づく評価と監視を強化するような見直しが図られる。

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) pp.14-16)

## 第2章 フランス

図表-2-6 業績目標及び成果指標の一覧（PAP2013）

<b>業績目標 1</b>	<b>優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する</b>
成果指標 1.1	スポーツ連盟が発行するライセンスの状況
成果指標 1.2	CNDS が地域に配分する補助金の額
成果指標 1.3	CNDS の財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況
<b>業績目標 2</b>	<b>スポーツ連盟の財政規律の強化と効率性の向上</b>
成果指標 2.1	財政基盤が脆弱または財政状況が悪化したスポーツ連盟の数
成果指標 2.2	スポーツ連盟の財政自律の状況
<b>業績目標 3</b>	<b>国内におけるスポーツ施設の配置の最適化を図り、計画的な施設整備を推進</b>
成果指標 3.1	地域圏におけるスポーツ施設の配置状況
成果指標 3.2	地域圏におけるスポーツ施設の配置が CNDS により「水準以下」と判定された割合
<b>業績目標 4</b>	<b>フランスのスポーツ立国に向けた強化</b>
成果指標 4.1	フランスのスポーツランキング
成果指標 4.2	国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合
<b>業績目標 5</b>	<b>スポーツ倫理活動の強化及び競技者の健康を保持</b>
成果指標 5.1	高水準競技者及び準トップの総数に占める総合的な医療ケアを過去1年間に受診した高水準競技者又はエスポワールの数
成果指標 5.2	ドーピング防止に係る事務費と検査費用
成果指標 5.3	競技会外検査数/ドーピング検査総数
<b>業績目標 6</b>	<b>公共サービスの使命として競技者の就業とトレーニング活動を支援</b>
成果指標 6.1	学位取得後取得した資格により就職できた卒業生の割合
成果指標 6.2	総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合
成果指標 6.3	高水準競技者の就職率

（2013 年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）pp.16-17）

## ④ 業績目標及び成果指標

## (i) 業績目標別成果指標の説明 (PAP2013)

**業績目標1：優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する**

スポーツ法典の規定(第 L.100-2 条)に従い、国、地方公共団体とその公益団体、スポーツ連盟、非営利団体 (association) 及び地元スポーツクラブは、スポーツ活動への参加を促進させることに寄与する。スポーツ担当省は、国を代表して、スポーツ実践の知識と分析力を高め、交付金の支給や人材の割当てを行い、スポーツ環境の質を確保するとともにスポーツ施設の整備に貢献し、スポーツ登録証(ライセンス)数を増加させる確かな影響力をもつ主要な国際イベントの開催支援を通じて、スポーツのための政策を導き、執行することを目的に行動する。

スポーツ登録証(ライセンスは)、国との緊密な関係を維持しているスポーツ連盟によって発行される。

これらの関係は、まず法律で規定される。スポーツ法典では、「国はスポーツ連盟の監督を行使する」(第 L.111-1 条)と規定される。また、「スポーツ担当大臣によって、公共役務の任務を執行するために、(...)標準規則(règlement type)に適った義務条項(dispositions obligatoires)と懲戒規則(règlement disciplinaire)からなる定款(statuts)を採用したスポーツ連盟に認可が交付される」(第 L.131-8 条)。

さらに、スポーツ法典において、「それぞれのスポーツ種目で、ある一定の期間、一つの認可された連盟だけがスポーツ担当大臣のから権限の委任を受ける。フランスオリンピック・スポーツ委員会への諮問を経た後に、国務院の議を経たデクレによって委任の付与と撤回の条件が定められる」(第 L.131-14 条)と規定される。

スポーツ担当省は、スポーツ連盟と財政上の重要な関係を維持する。スポーツ連盟は、目標協約で定められた条件で国から交付金の支給を受ける。スポーツ連盟への支援率の中央値はおおよそ 25%に設定される。しかし、この公的支援の割合が 50%を超えるスポーツ連盟もいくつかある。

最後に、職員のサポートとして、スポーツ担当省の 1,680 人の公務員が国あるいは地方レベルで(地方リーグ)スポーツ連盟に配属され、スポーツ技術顧問(CTS)の任務を執行する。彼らは、スポーツ法典の規定(第 R131-16 条～第 R131-24 条)に従い、スポーツ活動への参加を促進し、フランスの競技者の競技力の向上に努め、国際競技会に向けてリーダーシップトレーニングを実施するという任務を担う。

サブ指標(指標 1.1)は、スポーツ連盟が発行するスポーツ登録証(ライセンス)数の増加という目標の関連指標であり、スポーツ担当省が導く公共施策の効果を測定する最適なツールである。当指標は、国レベルでは目標協約の対象となるプロジェクトを通じて、また地方レベルではスポーツ連盟地方支部によって提案された振興計画を通じて、スポーツ担当省が導く、あるいは、支援する政策断行的な振興施策(質のある提供を確保するための情報、研修、規則)の影響を評価することができる。また、スポーツ連盟にとっては、当指標はスポーツ登録証(ライセンス)数を増加させる、あるいは必要であれば低下を食い止めるための行動計画の個別条件(人口、地理的分布、スポーツ連盟の実践コストと資金調達、安全性等)を分析し、対象スポーツ種目の進展状況を評価する材料となる。

スポーツ担当省が数年来継続している断行的な戦略は、スポーツ連盟及びスポーツクラブへの人的、物的、財政的支援に表れている。スポーツ担当省は、登録証(ライセンス)を所持したスポーツ活動への参加を優先的に支援する。なぜならスポーツクラブは、(青少年の形成に極めて重要な)価値があり、社会混成(ソーシャルミックス)のツールとなっているからである。スポーツクラブは個人同士の偶然的な出会いの場である。社会から距離をおいた市民が責任を持つようになる。

サブ指標「スポーツ連盟によって発行されるスポーツ登録証(ライセンス)の状況」(指標 1.1)は公共政策の社会経済的効果を測定するものである。1945 年から続く統計シリーズであり、スポーツ担当省によって厳密なフォローが行われている。これは国際的にも認められ、比較が可能である。

国立スポーツ振興センター(CNDS)によって割当てられる補助金(指標 1.2)は、スポーツ担当省の優先課題(優先区域及び優先市民層、障害者の身体的及びスポーツ活動への参加、農村社会のスポーツ振興、暴力及び無法な行為への対策、健康スポーツ)に取り組む地域の非営利団体(association)を支援するものである。これらの地域非営利団体は身近な政策(politiques de proximité)の執行に最適なネットワークを構築している。

長年、スポーツクラブが実施する活動の中心は、競技会への参加とそのためのトレーニングであった。今後は、団体としてのスポーツプロジェクトのなかで社会関係や社会団結の問題を取り扱っていくことが重要である。

スポーツ担当省が実施した調査によると、社会的弱者層は他の市民層よりもスポーツ活動への参加が著しく低い。このようなスポーツ実践へのアクセスにみられる不平等を是正するために、スポーツ担当省は教育的、倫理的価値及び法の重要性を学ぶという価値から構築された非営利団体のプロジェクトを支援する施策を講じる。CNDSの補助金支給には 2011 年よりこのことが要件とされている。また、スポーツ担当省は、スポーツ登録証(ライセンス)を所持している女子の割合(おおよそ 37%)を国民人口全体に対する女性人口の割合(50%)に近づけることも目標の一つに掲げている。

## 第2章 フランス

同様に、障害者の社会編入を促進するという目標は、「障害者スポーツを専門とする」スポーツ連盟のプロジェクトを支援することのみならず、他の連盟や加盟しているスポーツクラブがその活動の中に障害者を組み入れるように奨励することによって導かれる。

法規定によるスポーツ連盟に対する制約（スポーツ法典第 R.131-3 条～第 R131-12 条）とは別に、スポーツ担当省はこの動きを変える事業を開始した。具体的には、プロジェクトの公募、「バストプラクティス」の共有・活用・普及、監視機関や地域詳細診断（DTA）の設置、連盟間会議の開催などによる4つの全国リソース拠点（「スポーツと障害」拠点、「スポーツ・教育・社会混成・市民権」拠点、「自然スポーツ」拠点、「スポーツと健康」拠点）からなるネットワークの推進である。

また、スポーツ担当省は、学童・学生のスポーツ実践に向けた政策を積極的に支援する。それゆえ CNDS には、このような優先市民層を取り込むプロジェクトに特別な支援を行うことが求められる。そこで、スポーツ担当省は、プロジェクトの対象を「障害者」「女性」「社会的弱者」「学童・学生」にそれぞれ区分し、優先市民層に割当てられる補助金の CNDS の地域配分に対する割合を算定する（指標 1.3）。また、女性や学童・学生のスポーツ登録証（ライセンス）所持率や脆弱都市地域（ZUS）におけるライセンス所持率の推移を厳密に追うことによって、全国で交付された登録証（ライセンス）の所持率に対するスポーツ実践の乖離を特定し、明らかにしていくことができる。スポーツ担当省と CNDS は互いに協力し合い、これら不均衡を徐々に是正していくように努める。

### 業績目標 2：スポーツ連盟の財政規律の強化と効率性の向上

101 の単一種目スポーツ連盟が認可されている。そのうち、81 連盟がスポーツ担当省の財政支援を受け、そのためスポーツ担当省（スポーツ局）から効率的な財務管理ツール（解析的会計、財務規定等）の活用が義務付けられ、監視を受ける。

25 の複合スポーツ連盟が認可され、そのうち 18 連盟がスポーツ連合、2 連盟が障害者スポーツを扱う連盟、5 連盟が学校や大学における学校スポーツ連盟である。

この目標に関連した2つの成果指標は次のとおりである。

- スポーツ担当省から財政支援を受けている単一種目スポーツ連盟又は複合スポーツ連盟（81 単一種目スポーツ連盟と 25 複合スポーツ連盟）のうち、財務基盤が「脆弱（fragile）」あるいは財務状況が「悪化（dégradée）」した、いわゆる財政難にあるスポーツ連盟数
- 自己資金調達率が 50%未滿及び 90%未滿の単一種目スポーツ連盟数

当指標は、公共施策とは独立して、財務能力を改善するために単一種目スポーツ連盟が行った自らの努力を測定するものである。そのため、たとえ対象種目があまりメディア化されていないスポーツであることを理由に、新たな財源を自ら見つけることが困難であるとしても、スポーツ連盟はライセンス数を増加させ、また民間パートナーシップを発展させるように努める。

スポーツ担当省は、スポーツ連盟の財政規律や効率性に与える影響を強化するために、複数年次の目標協約を通じて、次の推奨事項を実施する。

- 「悪化した」財務状況にあるスポーツ連盟に対して、会議を設けたり、四半期ごとの財務諸表を作成するなどして、専門的かつ定期的にフォローする。
- 財務基盤が「脆弱」あるいは財務状況が「悪化」したスポーツ連盟、又は、スポーツ担当省から高い比率で補助金を受けているスポーツ連盟に対して、年初数か月の間に目標協約の内容を交渉するように勧める。
- 中央行政職員の継続研修や、新任ナショナルテクニカルディレクターの職務遂行のための初期研修の場で、財務会計を理解するための研修モジュールを導入する。

### 業績目標 3：国内におけるスポーツ施設の配置の最適化を図り、計画的な施設整備を推進

当目標は、業績目標 1 の地理的な構成要素であり、国内におけるスポーツ実践の調和のとれた発展のために行動することを目指す。

まず、スポーツ担当省の施工主（maître d'ouvrage）としての役割は、指標 3.1 で考慮される施設数のわずか 0.3%に相当する公共施設（CREPS、国立スポーツ学校、INSEP）に限られる。

スポーツ担当省は、地方公共団体、非営利団体（association）あるいは商事会社に対して、スポーツ施設という視点であり恵まれていない県にスポーツ施設を配置するように強制することはできない。

そこで、スポーツ担当省は主に、県間に生じる格差を明白にする全国スポーツ施設調査（RES）から得られた情報を提供し、2011 年から実施され、スポーツ施設を含むスポーツ活動の提供を改善するための戦略を策定する資料として、地域詳細診断の作成方法を提供することによって、ファシリテーターとして施工主（特に地方公共団体）に対して介入する。原則、スポーツ担当省の業務は、施工主である地方公共団体に対してアドバイスや専門知識を提供することである。



スポーツ担当省は CNDS を通じて共同スポンサーとして働きかける。また、CNDS の決定機関に参画して地域の均衡を図るための政策を擁護する。

したがって、次の2つの指標を補って業績目標3の実施状況を評価するのが適切とされる。1つ目は、住民1万人に対するスポーツ施設数が全国平均の80%以下である県の数、2つ目は、最初の指標によって明らかにされる不平等を是正するために国（CNDS）から提供される財政支援に関する指標である。

#### 業績目標4：フランスのスポーツ立国に向けた強化

世界競技スポーツは、大規模な選手権大会やオリンピック競技大会への出場資格に影響を与える競技会数の増加、競技参加国数の増加、人口の多い国（中国、米国、ロシア、日本等）の心理的圧迫感、動員される手段（人員、設備、資金）の拡大など、常に厳しい競争環境にある。したがって、設定目標は、フランスのランクを上げることではなく、持続的に強めるという論理に基づくものである。

「高水準競技者」の質は法的に認められるものである（スポーツ法典第L.221-2条～第L.221-13条）。高水準競技者は、厳密に言えば、スポーツ担当省によって「エリート」「シニア」「ジュニア」「キャリア移行」のカテゴリに分類された競技者をいう。また、高水準競技者には、受験資格の要件を満たしていなくても公務員試験に応募できる、年齢制限を受けることなく国及び地方公共団体の公務員の職階や公務に就くことができる、といった権利が授与される。当措置の効力はスポーツ担当省策定のリストに登録された競技者数のクォータ（人数割当）に基づく。

成果指標は、冬季・夏季オリンピックのファイナリスト（上位8位）の結果やメディアに与えるインパクトという観点から代表されるスポーツパネルに基づき、フランスのスポーツランキングの推移を測る。

スポーツ担当省は、フランスのスポーツ競争力を確保するため、高水準競技者を対象とする新たなエリートコースを定め、卓越した基盤の創設に着手した。この観点から、スポーツ機関ネットワークに受け入れられる高水準競技者のシェアは、スポーツ大国におけるフランスのランクを強化していくうえで決定的な要素であり、特別な指標といえる。

#### 業績目標5：スポーツ倫理活動の強化及び競技者の健康を保持

スポーツでより高いレベルの結果を出したいという思いから、スポーツがもたらすべき倫理的価値観に反する逸脱行為を招くことがしばしばある。スポーツ担当省は、高水準競技者がいかなる代価を払ってまでも成功を追求せず、身体的公明正大さを遵守する「模範的な姿勢」を望む。そのため国は、高水準競技者のイメージが国民、とりわけ若者層に与えるインパクトを考慮しながら、スポーツの価値が尊重されているかどうかを監視する。

国は、スポーツを実施するうえでの衛生面ならびに安全面から、質のあるスポーツサービスの提供を保証し、競技者の健康の保護に留意することを目的とした規定や、情報ならびに研修に関する施策を設ける。県長官や県の機関は、当規定の適用における現場監視を行う。また、競技者の健康の保護は、スポーツ担当省が規定する予防政策に基づいて行われる。なお、ドーピング対策の措置を講じて実施する権限は、公的独立機関であるフランスドーピング防止機構に委託される。

当目標に関連して3つの指標が定められる。1つ目の指標は、高水準競技者又はエスポワール（espoirs）の総人数に対する、年間の薬物検査の要件を満たした高水準競技者又はエスポワールの人数の推移を示すものである。2つ目の指標は、ドーピング検査とその分析に要する平均費用を設定するためのものである。

3つ目の指標は、競技会外で行われたドーピング検査の割合を算出するものである。ただし、競技以外の機会で行われた検査の分析では、トレーニングにおける禁止物質リスト（大麻、コルチコステロイド、刺激剤などが除かれる）が競技会に比べて限られているため陽性反応を生じるのはごく一部分である。

#### 業績目標6. 公共サービスの使命として競技者の就業とトレーニング活動を支援

スポーツ分野における職業研修（青少年・社会教育・スポーツ職業免許[BPEJPS]、青少年・社会教育・スポーツ国家免許[DEJEPS]等）の主な目的の一つは、就職に導くことである。評価は、教育システムの卒業日と調査日の間で、就職、失業、求職、職業研修/就学など、免状所持者がたどってきたあらゆる状況を特定するために、初期の経歴の観察に基づいて行われる（指標6.1）。

推進指導に関係する職業やスポーツ職業の公的機関による研修がターゲットに定めるセクター「コアビジネス（cœur de métier）」で提供されるように努力を続けることがスポーツ機関ネットワークに求められている。

スポーツキャリアを終えてからの就職を容易にするために、全国技術局（directions techniques nationales）及びスポーツ機関は、高水準競技者の学業とキャリアの2つのプロジェクトをしっかりとフォローしていかなければならない（指標6.3）。

（2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）pp.18-33より整理）

第2章 フランス

図表-2-7 業績目標/成果指標/サブ指標別の計画（PAP2013）

業績目標 Objectifs	成果指標 Indicateur	サブ指標 Sous-indicateur	単位 Unité	2010 実績	2011 実績	2012 計画	2012 見込	2013 計画	2015 目標
業績目標1 優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する	成果指標 1.1： スポーツ連盟が発行するライセンスの状況	1.1.1 ライセンスの数（海外県含む）	百万件	17.4	17.5	18.0	17.7	17.9	18.3
		1.1.2 フランス政府発行のライセンスの割合（海外県除く）	%	26.8	27.1	27.4	27.4	27.6	27.8
		1.1.3 20歳未満のライセンス取得率（海外県除く）	%	37.7	37.6	37.9	37.9	38.0	38.2
		1.1.4 ライセンス取得者に占める女性の割合（海外県除く）	%	18.9	19.4	19.5	19.7	19.9	20.3
		1.1.5 ZUS（問題の生じやすい都市部）ライセンスの割合（海外県除く）	%	11.1	12.1	10.6	12.2	12.6	13.0
	成果指標 1.2： CNDS が地域に配分する補助金の額	1.2.1 補助金交付額 2,500€未満の割合	%	71.6	69.7	69.0	69.0	68.0	66.0
		1.2.2 補助金交付額 2,500€以上 5,000€未満の割合	%	14.9	15.6	16.5	16.3	16.8	18.0
		1.2.3 補助金交付額 5,000€以上の割合	%	13.5	14.7	14.5	14.7	15.2	16.0
	成果指標 1.3： CNDS の財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況	1.3.1 障害者に対する財政支援額／財政支援総額	%	4.2	4.7	4.6	4.8	5.0	5.5
		1.3.2 女子・女性に対する財政支援額／財政支援総額	%	5.2	5.3	5.2	5.4	5.6	6.0
		1.3.3 社会的弱者に対する財政支援額／財政支援総額	%	28.4	27.1	24.5	27.3	27.5	28.5
		1.3.4 初等学校に対する財政支援額／財政支援総額	%	34.6	33.5	41.0	34.0	35.0	36.5
	業績目標2 スポーツ連盟の財政規律の強化と効率性の向上	成果指標 2.1： 財政基盤が脆弱または財政状況が悪化したスポーツ連盟の数	2.1.1 財政基盤が脆弱なスポーツ連盟の数	連盟数	5	7	6	9	9
2.1.2 財政状況が悪化したスポーツ連盟の数			連盟数	9	8	7	6	6	4
2.1.3 複数の事業所において財政状況の脆弱性が認められるスポーツ連盟の数			連盟数	1	1	該当なし	1	1	1
2.1.4 複数の事業所において財政状況が悪化したスポーツ連盟の数			連盟数	2	1	該当なし	1	1	0
成果指標 2.2： スポーツ連盟の財政自律の状況		2.2.1 収入に占める国の補助金の割合が50%未満のスポーツ連盟の数	連盟数	8	6	7	7	7	5
		2.2.2 収入に占める国の補助金の割合が10%未満のスポーツ連盟の数	連盟数	57	55	57	56	56	54
業績目標3 国内におけるスポーツ施設の配置の最適化を図り、計画的な施設整備を推進	成果指標 3.1： 地域圏におけるスポーツ施設の配置状況	3.1.1 人口あたりのスポーツ施設数が全国平均の80%未満である地域圏スポーツ担当省の数	省	14	15	14	15	15	14
	成果指標 3.2： 地域圏におけるスポーツ施設の配置がCNDSにより「水準以下」と判定された割合	3.2.1 地域圏におけるスポーツ施設の配置がCNDSにより「水準以下」と判定された割合	%	32.0	35.0	20.0	25.0	25.0	25.0
業績目標4 フランスのスポーツ立国に向けた強化	成果指標 4.1： フランスのスポーツランキング	4.1.1 冬季及び夏季オリンピック競技大会におけるメダル獲得ランキング	位	5	5	5	5	5	5
		4.1.2 主要 25 競技種目におけるメダル獲得ランキング	位	5	5	5	5	5	5
	成果指標 4.2： 国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合	4.2.1 国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合	%	50.0	47.8	56.0	48.5	51.5	54.5
業績目標5 スポーツ倫理活動の強化及び競技者の健康を保持	成果指標 5.1： 高水準競技者及び準トップの総数に占める総合的な医療ケアを過去1年間に受診した高水準競技者又はエスポワールの数	5.1.1 総合的な医療モニタリングを受診したエリート競技者の数／スポーツ担当省のリストに掲載された高水準競技者の数	%	75.0	75.0	90.0	80.0	82.0	90.0
		5.1.2 総合的な医療モニタリングを受診した準高水準競技者の数／スポーツ担当省のリストに掲載された準高水準競技者の数	%	76.0	79.0	90.0	85.0	87.0	90.0
	成果指標 5.2： ドーピング防止に係る事務費と検査費用	5.2.1 ドーピング防止に係る事務費と検査費用の総額	€	607	634	710	638	640	666
		5.2.2 うちドーピング防止に係る事務費	€	144	161	-	150	153	159
		5.2.3 うちドーピング検査費用	€	463	473	-	488	487	507

## 第2章 フランス

業績目標 Objectifs	成果指標 Indicateur	サブ指標 Sous-indicateur	単位 Unité	2010 実績	2011 実績	2012 計画	2012 見込	2013 計画	2015 目標
	成果指標 5.3： 競技会外検査数／ド ーピング検査総数	5.3.1 競技会外検査数／ドーピング検査総数	%	21.8	43.8	35.0	40.0	40.0	40.0
業績目標6 公共サービスの 使命として競技 者の就業とトレ ーニング活動を 支援	成果指標 6.1： 学位取得後取得した 資格により就職でき た卒業生の割合	6.1.1 スポーツ分野の学位を取得後取得した 資格により就職できた卒業生の割合	%	70.0	69.0	73.0	70.0	71.0	74.0
	成果指標 6.2： 総就業時間に占める トレーニング活動時 間の割合	6.2.1 企業所属の高水準競技者における、総 就業時間に占めるトレーニング活動時 間の割合	%	86.0	90.5	89.0	91.0	92.0	92.0
	成果指標 6.3： 高水準競技者の就職 率	6.3.1 高水準競技者のうちスポーツ担当省に リストされて2年後に就職した者の割 合	%	84.7	79.0	86.0	80.0	85.0	85.0

(2013年予算案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) pp.18-33より整理)

## 第2章 フランス

### (ii) 成果指標別の詳細方法論 (PAP2013)

#### 成果指標 1.1 : スポーツ連盟が発行するライセンスの状況

当成果指標の地理的対象範囲は、フランス本土及び海外領土 (COM) を除く海外県である。ただし、スポーツ登録証 (ライセンス) 数のサブ指標については海外領土 (COM) を含む。示された数字は、狭義の登録証 (ライセンス) と、一時的にスポーツを実施するために発行される参加資格が含まれる。最終的なデータは翌年 (n+1) の9月に公表される。

登録証 (ライセンス) 数は、研究調査統計係 (MEOS) がスポーツ連盟に対して実施する年次調査から得られる。MEOS は、青少年・スポーツ担当省庁内統計機関であり、スポーツ連盟から報告されたデータの内部整合とその推移を管理する。当指標は、認可されたフランススポーツ連盟に加盟したスポーツクラブで登録証 (ライセンス) を所持した者によるスポーツの実践状況を説明するものであるが、スポーツの実践状況の全体像を測ることはできない。というのも、2010年に実施されたフランスにおける身体的及びスポーツ活動の実態調査によると、15歳以上のスポーツ実施者の2/3以上がスポーツ組織 (非営利団体あるいは民間商業クラブ) に加入していないからである。

調査対象となる海外領土 (COM) を含む115のスポーツ連盟からの回答によると、登録証 (ライセンス) 数及びその他参加資格数 (ATP) は、2011年においては1,750万件であった (ライセンス数1,560万件+ATP数190万件)。

2011年における20歳未満 (19歳以下) の若者層のライセンス率は、同年齢層の総人口に対して37.6%である。

2011年における女性のライセンス率は19.4% (海外領土を除く女性人口3330万人に対して海外領土を除く女性のライセンスの所持数及びATP数は650万件) であり、2011年の全国でのATPを含むライセンス率は27.1% (総人口6460万人に対して、海外領土を除く登録証 (ライセンス) 所持数及びATP数は1,750万件) である。

2011年の海外領土 (COM) を除く脆弱都市地区 (ZUS) におけるライセンス率は、脆弱都市地区 (ZUS) の居住人口の12.1%である。データの収集方法が2年前から完全に変更された。スポーツ担当省の認可を受けたスポーツ連盟によって報告される登録証 (ライセンス) に関する詳細なファイルに基づいて算出処理が行われる。脆弱都市地区 (ZUS) におけるライセンス状況を確定するために、各ライセンスの住所とその住所のジオロケーションに共通なコードが割当てられる。この作業は、共通コードの割当てと脆弱都市地区 (ZUS) におけるライセンスのジオロケーションを行うために国立統計経済研究所 (INSEE) と協力して実施された。81のスポーツ連盟からライセンス詳細ファイルが送られ、その結果、11,505,732件のライセンスが脆弱都市地区 (ZUS) のライセンス率算出のベースとして利用された。指標計算に使用された脆弱都市地区 (ZUS) の人口は、公表されている最新データである2009年の値が用いられた。なお、詳細ファイルの提出がないスポーツ連盟があるため、脆弱都市地区 (ZUS) におけるスポーツ連盟のライセンス数は、フランスサッカー連盟を除く、詳細ファイルを提出したスポーツ連盟全体から推算した。フランスサッカー連盟を除くのは、脆弱都市地区 (ZUS) のサッカー連盟のライセンス数が異常に高い値のためである。

2010年と2011年の数値の違いは、2011年の推定値がその年に公表されなかったフランスサッカー連盟のデータを含まずに算出されたためである。2012年の脆弱都市地区 (ZUS) におけるライセンス率の実績も同様に、当予算文書ではPAP 2012に掲載された10.3%から11.1%に修正された。

国民層のカテゴリ別ライセンス率をもとに、全国のライセンス率と、20歳未満の青少年、女性、脆弱都市地区 (ZUS) 住民という特別なカテゴリのライセンス率を比較することによって、スポーツ実践との格差を比率で算出する。

優先市民層にみられるスポーツ実践の格差	単位	2009年 実績	2010年 実績	2011年 実績
20歳未満の若年層のライセンス率と全国のライセンス率との割合	比率	1.43	1.41	1.39
全国ライセンス率と女性ライセンス率との割合	比率	1.43	1.42	1.40
全国ライセンス率と脆弱都市区域 (ZUS) におけるライセンス率との割合	比率	2.34	2.41(*)	2.24

(\*) 修正値

上図表により2011年においては、次の点が示される。

- 20歳未満の若年層のライセンス率は、全国ライセンス率よりも1.39倍高い値である (37,6 / 27,1 -> 1,39)。
- 全国ライセンス率は、女性ライセンス率よりも1.40倍高い値である (27,1 / 19,4 -> 1,40)。
- 全国ライセンス率は、脆弱都市区域 (ZUS) におけるライセンス率よりも2.24倍高い値である (27,1 / 12,1 -> 2,24)。

PAP 2013の見込と目標は、全国ライセンス数、女性ライセンス率、脆弱都市区域 (ZUS) におけるライセンス率、20歳未満の若年層のライセンス率が規則的に増加していることに基づいて算出される。

出所：研究調査統計係 (MEOS)

**成果指標 1.2 : CNDS が地域に配分する補助金の額**

各区分の補助金の額は、割当てられる補助金総額に対する各区分に割当てられる補助金の件数に基づいて計算される。当指標は、CNDS が地域に配分する補助金として非営利団体 (association) に支給する額も含む。

2011年に地域に配分される補助金の最低基準額がCNDS 予算額の地域配分に対して750€と設定されたため、非営利団体 (ウォリス・フツナ、フランス領ポリネシア、コルシカを除く) に支給される補助金の件数が再び減少することになった。2008年は48,468件、2009年は45,074件、2010年は43,275件、2011年は41,311件である。この現象は地方スポーツクラブならびにスポーツ非営利団体に顕著にみられる。支給される補助金の件数は、2008年は41,318件、2009年は36,710件、2010年は34,871件、2011年は32,861件である。

一方、補助金の平均支給額は2,557€から3,371€へと増加した (非営利団体の場合、2008年は1,683€, 2011年は2,097€, 県の組織の場合、2008年は5,002€, 2011年は6,219€, 地域圏の組織の場合、2008年は13,136€, 2011年は13,531€へと増加した)。

CNDSより支給される補助金が750€未満であった割合は2011年はゼロである。2010年、続いて2011年に補助金の最低基準額が導入されたことによる影響が初めて評価され、補助金が支給される県数が減少し、補助金の平均支給額が増加したという、期待されていた通りの2つの効果が現れた。

2009年以降、CNDSの地方に移転される資金は、地域圏及び県の関係者代表が構成員となっている地域圏委員会を通じて、地域圏と県ではなく地域圏レベルで配分される。地域圏レベルという新たな組織化は、地方出先機関やスポーツ運動組織が構造化を促す施策のための資金調達において、戦略的な選択を行うように推進することが目的である。

出所：国立スポーツ振興センター (CNDS) ORASSAMIS データベース

**成果指標 1.3 : CNDS の財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況**

- サブ指標 1.3.1 : ORASSAMIS 統計「直接受給者のステータス」項目における「障害者」
- サブ指標 1.3.2 : ORASSAMIS 統計「業務目標」項目の「女性の実践と要職へのアクセス」
- サブ指標 1.3.3 : ORASSAMIS 統計「対象行政管轄区域のステータス」項目における、「ZUS、優先教育」(成功願望ネットワークを含む)、農村連帯交付金 (DSR) コミュニオン、郊外の希望事業 (Dynamique Espoir Banlieue) (2009年以降)
- サブ指標 1.3.4 : ORASSAMIS 統計「受給者の年齢区分」項目における「未成年者及び学童・学生のすべての年齢区分」。2009年に設定された項目は次の通りである。11歳未満、11歳~15歳、16歳~19歳、11歳~19歳、未成年者、小学校児童、中学1年、中学2年、中学3年、中学4年、中学1年と2年、中学3年と4年、中学生、高校生、児童・生徒全体。2010年及び2011年に設定された項目は次の通りである。中学生、小学生、未成年者。

サブ指標 1.3.1 及び 1.3.2 については、2011年のウォリス・フツナ、フランス領ポリネシア、コルシカを除き伝統的な地域への配分総額1億2,645万€に対して、対象市民層 (障害者、女子) に割当てられた予算額に対する割合である。サブ指標 1.3.3 及び 1.3.4 については、2011年のウォリス・フツナ、フランス領ポリネシア、コルシカを除き教育支援の予算枠を含む、広義の地域配分総額1億3,927万€に対する割合である。

2011年において優先市民層に動員された予算は次のとおりである。障害者に対して590万€, 女子に対して670万€ (スポーツ実践の全体的な発展という項目ではなく、目標施策として)、社会的弱者層 (ZUS 及び DSR) に対して3,780万€, 学童・学生に対して4,670万€。

出所：国立スポーツ振興センター (CNDS) の ORASSAMIS データベース

**成果指標 2.1 : 財政基盤が脆弱または財政状況が悪化したスポーツ連盟の数**

単一種目スポーツ連盟及び複合スポーツ連盟の財務規律は、総自己資金/総資産比率から評価される。

- マイナス比率：スポーツ連盟の財政状況が悪化しているとみなされる
- 0%~10%の間の比率：スポーツ連盟の財政基盤が脆弱とみなされる

指標の範囲はスポーツ担当省から財政支援を受けているスポーツ連盟に限定される

- 単一種目スポーツ連盟：2010年及び2011年では81連盟
- 複合スポーツ連盟：2010年及び2011年では25連盟

スポーツ担当省から財政支援を受けている認可を受けたスポーツ連盟の財務データは、会計事業年度終了後の6か月以内にスポーツ担当省に報告される。総合的なデータは翌年 (n+1) の9月末まで公表されない。当年 (n) の実績を示すデータは、前年 (n-1) の財務会計をもとに策定される。

財政基盤が脆弱なスポーツ連盟数を、期間内で速度を速めて減少させることはできない。指標を改善させるには、まず財政状況が悪化しているスポーツ連盟の数を減らすことから始める。通常、スポーツ連盟の財務状況は継続的に改善され、悪化した状況から脆弱な状況へと移行し、申し分のない財務状況に至る。

2012年及び2013年の見込は、競技会で期待される影響及び予測に利用できる要素が考慮される。

目標年は、リオ五輪が開催される年に合わせて2016年に設定される。

出所：スポーツ局・単一種目スポーツ連盟、高水準スポーツ連盟及びプロスポーツ連盟の事務局財政管理支部

## 第2章 フランス

らびに自然スポーツ活動の複合スポーツ連盟及びリソース拠点の事務局から目標協約の交渉中に収集したスポーツ連盟の会計報告

### 成果指標 2.2：スポーツ連盟の財政自律の状況

スポーツ連盟の自己資金調達率とは、当該スポーツ連盟の財源全体に対するスポーツ担当省の補助金を除く財源が占める割合を指す。指標が対象とするのはスポーツ担当省の財政支援を受ける単一種目スポーツ連盟に限られ、2010年及び2011年では81連盟である。

スポーツ担当省からの財政支援を受ける認可された単一種目スポーツ連盟の財務データは、会計事業年度終了後6か月以内にスポーツ担当省に報告される。総合的なデータは、翌年(n+1)9月末までは公表されない。当年(n)の実績を示すデータは、前年(n-1)の財務会計から策定される。

2012年及び2013年の見込は、競技会で期待される影響及びスポーツ連盟の財務状況の進展について財政管理支部が予測に利用できる要素が考慮される。

目標年は、リオ五輪が開催される年に合わせて2016年に設定される。

出所：スポーツ局-単一種目スポーツ連盟、高水準スポーツ連盟及びプロスポーツ連盟の事務局財政管理支部から目標協約の交渉中に収集したスポーツ連盟の会計報告

### 成果指標 3.1：地域圏におけるスポーツ施設の配置状況

当指標の単位は、人口に対するスポーツ施設数が全国平均の80%未満である県の数である。

スポーツ施設の概念は極めて多様である。そこで当指標は、スポーツ活動を実施する施設・空間・用地の全国調査(RES)で対象となった160種類の施設のうち、調査された施設数のおよそ47%に相当する38種類の施設を5グループ(テニスコート、大会用グラウンド、体育館、専門競技ホール、プール)にまとめ、それに基づいて算出される。対象とする施設総数が人口対比で検証される。

全国におけるスポーツ施設の配置状況は、人口1万人あたりのスポーツ施設数の割合が、人口1万人あたりの全国平均値の80%未満である県の数から判断される。

国土整備政策により、どのような地域であっても、国土全体に大規模なスポーツインフラを整備することができる。スポーツ施設の配置状況は全体としては満足のいく状況にあるが、スポーツ施設が十分に配置されていない地域もあれば、居住人口に対して過剰に配置されている地域もある。

2004年、スポーツ担当省は大規模なスポーツ施設調査を開始した。この全国規模の調査は自然スポーツを実施する場所まで拡大された。一般市民もスポーツ担当省のパートナー(地方公共団体及びスポーツ運動組織)もインターネットサイト [www.res.sports.gouv.fr](http://www.res.sports.gouv.fr) からデータベースの大部分を活用することができる。データベースは、320,000以上のスポーツ施設や自然スポーツ(アウトドアスポーツ)を実施する場所を集めて再編集した145,000以上の施設から構成される。全国スポーツ施設調査(RES)は、保有施設数を正確に把握し、スポーツインフラの共通戦略を策定する支援ツールとなる。

全国スポーツ施設調査(RES)により、そのデータが統計や地図製作に活用されるほか、スポーツ関係者にベンチマークを提供するような全国的調査を実施することがきる(2011年に、主要カテゴリー別スポーツ施設アトラス[分布図集]や農村地域のスポーツ施設調査が実施された)。国立スポーツ振興センター(CNDS)では、任務の一環として、スポーツ政策における公的意志決定の支援ツールとして全国スポーツ施設調査(RES)によって提供される可能性を有効活用している(指標3.2参照)。

スポーツ担当省は、国立地図研究所(IGN)及び国立統計経済研究所(INSEE)と提携し、全国スポーツ施設調査(RES)のデータを、大縮尺基盤データ(RGE@: Référentiel à Grande Échelle)及び施設永久データ(BPE: Base permanente des équipements)に組み込んでいる。また、全国スポーツ施設調査(RES)のデータはサイト [www.data.gouv.fr](http://www.data.gouv.fr) から利用できる。

全国スポーツ施設調査(RES)データが診断ツール及び意志決定支援ツールとして活用されること、スポーツ振興に携わる関係者(地方公共団体及びスポーツ運動組織)によるデータの利用協定が数多く交わされること、データが更新されること、そしてスポーツ担当省によって全国スポーツ施設調査(RES)が推進されることによって、全国における施設投資の整合性を高めていくことができる。

#### 成果指標の推移

人口1万人あたりの施設数を見ると、15県が全国平均の80%以下である(2011年から県統計に反映されるようになったマヨットを含む。それが結果の悪化[+1]の要因である)。

人口1万人あたりのスポーツ施設数(5グループに分類したスポーツ施設を対象)の平均値は、2011年19.03(2012年1月2日現在)、2010年19.06、2009年18.69である。県と県のスポーツ施設の空間的配置状況は相対的に均一である。全県の73%が人口対比のスポーツ施設数が全国平均値を上回り、全国平均値19.3に対する標準偏差は5.73である。

スポーツ施設の密度が最も低いのは、最も都市化が進んだ県である。主に、パリ都市圏(パリとその周辺)、リール都市圏、リヨン都市圏及びアズール都市圏(ブッシュ・デュ・ローヌ県、アルプ・マリティーム県、ヴァル県)の県と海外県の5県(2011年に4県から5県となる)である。当指標は非常に緩やかに推移する。これら人口密度が最も高い地域はスポーツインフラの開発が極めて困難とされる。都市中心部では、非常に高い人口密度から生じる需要に合わせるのに十分な施設を設置することがなかなかできない。しかし、利用できる土地の不足や値の張る地価も困難とする要因であるが、都市中心部にスポーツ施設を開発することは不可能では

ない。スポーツ施設の密度を国民のニーズに近づけることができるだろう。

一方、スポーツ施設の密度が全国平均よりもはるかに高い県もある。アリエージュ県、オート・アルプ県、クルーズ県、ロゼール県などである。これらの県のほとんどが人口密度が低い。人口密度が低い市町村（コミューン）は、住民や旅行者に最高水準のスポーツ施設の提供を決定できるのである。

しかし、スポーツ施設が提供される実態を分析するうえで当指標を利用するには限界がある。同じ県内であつてもバラつきが見られるからである。

スポーツ施設の状態やその立地条件のほか、特に公共交通網を利用した施設へのアクセスについても考慮されなければならない。スポーツ施設の提供は、地域の社会的需要（年齢層、性別、職業別社会階層などによって異なる）や観光、地域の特色にも関係する。スポーツ担当省が2011年に設定した方法で地域詳細診断（DTA）が実施され、これによって全国スポーツ施設調査（RES）のデータ活用から得られるスポーツ提供の分析を補うことができる。2012年にスポーツ担当省によって地域におけるスポーツ施設の提供に関する統合計画が策定され、スポーツ施設について確認されている地域間の不平等を是正する公的施策の方針を決定する共通基盤として活用される。当統合計画では人口に対するスポーツ施設の提供や、提供されるスポーツ実践の多様性、スポーツ施設から隔離された地域の特定などが考慮される。

出所：スポーツ局スポーツ設備室の2012年1月2日付全国スポーツ施設調査（RES）データ。2011年及び2010年の実績については、毎年1月にINSEEより公表される国勢調査のデータが考慮される。

### 成果指標 3.2：地域圏におけるスポーツ施設の配置がCNDSにより「水準以下」と判定された割合

当指標の単位は、国立スポーツ振興センター（CNDS）よりスポーツ施設に割り当てられる補助金の総額（実行された会計上の資金投入額）に対する、人口あたりのスポーツ施設数が全国平均の80%を下回る「水準以下」とされる県にあるスポーツ施設に対して割り当てられる補助金（決定額）の割合（%）である。

プログラム運営者であるCNDSの運営理事会がスポーツ施設を支援するために承認したスポーツ施設補助金の全体が考慮される。

なお、「水準以下」という判断は、設備数ではなく施設数によって行われる。「設備（installation）」とは、一つあるいは複数の「施設（équipement）」から構成される（例えば、2つのプールからなる1つの水泳施設）。

スポーツ施設の密度が最も低いのは、最も都市化が進んだ県である。主に、パリ都市圏（パリとその近郊）、リール都市圏、リヨン都市圏及びアジュール都市圏（ブッシュ・デュ・ローヌ県、アルプ・マリタイム県、ヴァル県）の県と海外県の5県である。また、当指標は非常に緩やかに推移する。

国立スポーツ振興センター（CNDS）の活動は、施工者（主に地方公共団体）が提出する補助金の要請や、一般規則に基づく受理可能性（構造化するスポーツ施設の資金調達、大衆地区内の施設、児童・生徒向けの施設）、CNDS運営理事会の決定などに影響する。地域詳細診断（DTA）をもとに提出されるスポーツ施設への資金調達要請は、その時点で優先課題として扱われる。CNDSの活動は、補助金を支給した施設数を参照するのではなく、「水準以下」とされる県に割り当てられるCNDSの施設補助金の金額の割合から判断され、承認された支援額の大きさは、これらの県のために行われる現実的な努力が反映される。

マヨットは2011年に成果指標3.2の対象となり、「水準以下」とされる県の一つである。

2011年、施設補助金として1億€を超える投入総額（Euro 2016のサッカースタジアムの近代化に割り当てられた資金を除く）のうち、「水準以下」とされる県に対する施設補助金の投入金額は3,500万€であった。

2011年においては、施設不足の状況を考慮して、予算の割当が大幅に増加した県がいくつかある。また、ギアナでは、2011年から3,366,000€を上限とする協定（「ギアナ底上げ」）が締結され、セヌ・サン・ドニ県では895,500€上限とする特別投資プログラムが実施され、ヴァル県においては、2011年6月に発生した洪水の影響から301,500€を上限とする特別な措置が図られている。そのため2011年の実績は、特別に高い数字となった。

出所：国立スポーツ振興センター（CNDS）-施設補助金部門

### 成果指標 4.1：フランスのスポーツランキング

#### サブ指標 4.1.1

ポイント数は、優勝8ポイント、準優勝7ポイント、第3位6ポイント、第4位から第8位1ポイントという得点ルールに従い、夏季五輪302競技及び冬季五輪86競技のそれぞれ上位8位に代表選手をもつ国にそれぞれ配点される。第1位にランクされる国は、この2大会で行われた全競技で最もポイントを多く獲得した国である。国のランキングは獲得したポイント数の多い順につけられる。この方法は「POP指数」と呼ばれる（スポーツ担当省管轄の旧全国管轄部局 [service à compétence nationale] オリンピック・パラリンピック準備部門 [Préparation Olympique et Paralympique] の頭文字）。

当指標には、次の五輪競技31種目の結果が考慮される：陸上競技、ボート競技、バドミントン、野球、バスケットボール、ボクシング、カヌー・カヤック、自転車競技、乗馬、フェッジング、サッカー、体操、重量挙げ、ハンドボール、フィールドホッケー、アイスホッケー、柔道、レスリング、水泳、近代五種競技、スキー、ソフトボール、アイススポーツ、テコンドー、テニス、卓球、射撃、アーチェリー、トライアスロン、セーリング、バレーボール。なお、当指標ではパラリンピックの結果は考慮されない。

サブ指標の情報は、冬季・夏季オリンピック競技大会が開催される偶数年末に、つまり2年毎に更新される。2011年及び2010年の実績は、北京大会（2008年）とバンクーバー大会（2010年）で取得したポイント合計

## 第2章 フランス

に相当する。当指標による2010年の世界上位10か国のランキングは次のとおりである。

2010年 ランク	国名	2008年 北京大会	2010年 バンクーバー大会	POP指標 合計
1	アメリカ	1,072	356	1428
2	中国	968	123	1091
3	ロシア	807	184	991
4	ドイツ	504	322	826
5	フランス	484	144	628
6	カナダ	255	341	596
7	オーストラリア	521	32	553
8	イギリス	508	28	536
9	イタリア	353	93	446
10	韓国	285	140	425

北京大会では多種多様な種目で好成績を収め（記録的に16種目でメダルを獲得）、フランスが2008年からランクを一つ上げることができた（メダル41個、フランスにとって1920年以来の快挙、322選手中フィナリストは169選手、52.5%の割合）。フランスは圧倒的に強いという種目はないが、フランスの選手たちは多くの種目で好結果を出しているため、少数のスポーツ種目にターゲットを絞った施策は、効果という点で適切ではないと考えられる。事実、北京大会においてフランスは幅広い種目で成功しており、このことは、スポーツ担当省にとって、様々な種目の五輪競技スポーツ連盟に均衡を保った支援を行ってきたこれまでの政策を、今後も継続していくことに対する強い励ましとなる。

オリンピック競技大会開催ごとに激しさを増す国際競争とフランスより上位の4か国が大会に向けた準備で多額の資金を費やしているという状況のもと、2010年のバンクーバー五輪では、2002年のソルトレイクシティで獲得した11の表彰台という歴史的な業績と並んで記録的なメダル数を獲得し、世界第5位を維持している。

フランスの努力の結実は、スポーツ連盟、特に五輪競技スポーツ連盟に対する高水準スポーツ振興のための資金支援の規模のみならず、スポーツ競技力向上に対するスポーツ担当省管轄の機関ネットワーク（INSEP、IFCE、ENSM、ENVSNあるいはCREPS）の貢献度からも評価できる。2008年北京及び2010年バンクーバー五輪で選手全員が獲得した628ポイントのうち、56%に相当する353ポイントはスポーツ機関で彼らのトレーニングをしっかりと支えた選手たちによるものである（2008年は50%に過ぎない）。この数字の増加は、高水準競技者が24%しか占めていないことから、スポーツ機関が行った人材の採用と大会準備における質の向上を物語る。

当然のことながら、フランスはロンドン大会開催の2012年ならびに当指標の目標年であるリオデジャネイロ大会が開催される2016年に第5位のランクを強化することを切望する。

### サブ指標 4.1.2

サブ指標は、世界で最もメディア化された25種目のスポーツで獲得された結果を対象とする（出所：Eurodata TV - Médiamétrie、2005年）。

それぞれのスポーツは、全く平等に取り扱われる。男子競技も女子競技も同様に、平等主義を基盤とする。当指標の対象となるスポーツは、絶対値として視聴率（中国やアメリカのようにテレビを備えた国民が多い国においてメディアが大きくなりあげるとスポーツが必然的に有利な位置におかれる）、及び、普遍的基準（同一スポーツが1年間の国民スポーツ視聴率のトップ10のなかにある国の数）を組み合わせで決定される。

2008年及び2009年の実績では、次の25種目のスポーツが当指標の情報として考慮される：陸上競技、バドミントン、野球、バスケットボール、ビリヤード、ボクシング、クリケット、自転車競技、乗馬、サッカー、アメリカンフットボール、ゴルフ、体操、重量挙げ、ハンドボール、フィールドホッケー、アイスホッケー、レスリング、水泳、ラグビー、スキー、アイススポーツ、テニス、卓球、バレーボール。2010年及び2011年の実績では、ゴルフがモータースポーツに入れ替わる。

ポイントについては、25種目のスポーツのそれぞれにおいて100ポイントが国家間に配点される。ポイント配分は、基本的に国際連盟による国別世界ランキング（ランキングにそれが存在する場合）や年間の主要な国際競技会の結果が考慮される。適用される配分ルールは、一般的にPOP指数、世界ランキングで国際連盟によって割当てられるポイント、あるいは特別な配分ルールである。それぞれのスポーツにおいてサブ指数で考慮される情報は、国家技術局（DTN）により承認されなければならない。第1ランクに分類される国は、すべての国に割当てられる総計2500ポイントに対して最も多くのポイントを獲得した国である。国のランキングは獲得したポイントが多い順に決定する。

フランスは、2009年及び2010年の間に第2ランクを獲得してスポーツ大国の仲間入りを果たし、2011年は世界第5位を維持している。フランスは、アメリカ、中国（2010年より1ランクアップ）、ドイツ、ロシア（2010年より2ランクダウン）に続く。フランスの成績アップは、2010年にフランスが国際ランキング第15位にあったゴルフが、フランスが世界第1位を占めるモータースポーツに入れ替えられたことも影響するが、多くのスポーツにおいて成績が顕著に伸びたことによるものである。



2011年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計	2010年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計
1	アメリカ	180.55	1	アメリカ	188.55
2	中国	140.14	2	ロシア	140.81
3	ドイツ	136.65	3	中国	131.32
4	ロシア	126.68	4	ドイツ	130.02
5	フランス	111.35	5	フランス	115.48
6	オーストラリア	103.59	6	オーストラリア	105.43
7	イギリス	100.56	7	イギリス	103.63
8	日本	97.96	8	日本	94.49
9	カナダ	81.28	9	カナダ	83.72
10	オランダ	80.17	10	オランダ	72.2

経済的かつ人口統計的基準から、フランスはスポーツの国ランキングで目標に相応した位置を占めている。

全体的にフランスの成績が堅調なのは、特定の種目（ラリー、男子ハンドボール）が著しく優勢だからではなく、パネルの25スポーツ連盟が実施する国際競技会で均等した成績を獲得していることによる。

2011年においては、10種目のスポーツでフランスは世界トップ10に入った（2010年は11種目）。

しかし、サッカーやバスケットボールでは成績が著しく改善されているが、フランス男子チーム（陸上、水泳、体操、テニス、バレーボール等）に比べて成績が伸び悩んでいる女子の高水準スポーツや、バレーボール、アイスホッケー、フィールドホッケー、ウォーターポロといった世界ランキングのトップ10になかなか入れない団体スポーツ、1996年のアトランタパラリンピック以来、パラリンピックでのフランスのメダル数が減り続けている障害者スポーツにおいて、未だに課題が残されている。

スポーツ担当省は、このような横断的な課題に対して、2010年の秋より国立スポーツ・専門技術・技術力向上学院（INSEP）との密接な協力体制のもとで精力的な取り組みを行っている。なおINSEPは、ロンドンオリンピック及びパラリンピックという重要なイベントを展望し、成績向上のための方向性に正確な診断を行うために、2009年11月25日付デクレによって専門技術的な任務が強化され、2010年の夏からはスポーツ政策方針は完全に実用的なものとなる。

出所：スポーツ局、単一種目スポーツ・高水準スポーツ・プロスポーツ連盟室

#### 成果指標 4.2：国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合

当指標は、分子に高水準競技者人口（エリート、シニア、ジュニア、キャリア移行）、分母にスポーツ担当省の国立機関（国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 [INSEP]、フランス馬・乗馬学院 [IFCE]、国立山岳スポーツ学校 [ENSM]、国立ヨット・水上スポーツ学校 [ENVS]、資源・専門技術・スポーツ能力センター [CREPS]）に設置されたスポーツ優秀コース（PES）で認定された組織に登録している競技者人口（高水準スポーツ、エスポワール [espoirs]、トレーニングパートナー、省リストにない競技者）で算出される。なお、当指標には、これらの組織のいずれにも属さないが、公共機関から手当を受給している一時的な競技者は含まれない。

2011年の実績は、2010年より2.2ポイント減少し、2011年内に見直された見込みよりも5.2ポイント低い47.8%であった。この数値は、スポーツ機関に受け入れられる競技者の総数3,307人（2010年の3,271人より36人増）に対する、スポーツ機関に登録された高水準競技者数1,581人（2010年の1,635人より54人減）の割合である。スポーツ機関では、2016年のオリンピック・パラリンピック競技大会の準備に向けて世代交代を展望しながら、スポーツ担当省リスト「エスポワール」（2011年は1,404人）に分類される競技者をはじめ、より多くの競技者を受け入れている。そして、2011年秋の経営対話（dialogues de gestion）で、スポーツ機関は、機関外で高水準競技者向けに強化したサービスとその環境（医療検査、身体的、精神的準備上のアドバイス等）の提供を充実させている。この新たな活動により、高水準スポーツにおけるスポーツ機関の任務の修正が図られる。しかし、この活動はまだ業績指標4.2で考慮されていない。

当指標は、スポーツ機関が主要な国際競技会で活躍が期待される有望な競技者を引き付ける力を測ることが目的である。

2008年/2012年のオリンピックに向けて、2008年末から2009年初めにかけてフランス拠点（pôles France）をスポーツ機関の内外を問わず設置することが決定され、その後（2009年中）にスポーツ機関ネットワークの改革が決定されたことから、スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター（CREPS）では、このオリンピック期間中に高水準競技者をより多く受け入れることができなかった。

高水準スポーツの全国ネットワークを構成するスポーツ機関は、スポーツ連盟が高水準競技者のために講じる戦略の具体的な措置であるスポーツ優秀コース（PES）を通じて、高水準競技者の準備と支援により一層寄与していかなければならない。

2012年/2016年の高水準競技者がスポーツ機関に占める割合の見込み推移では、2012年は0.7ポイントの上昇となる。

2013年においても、PESの新設によってこの上昇がより顕著となることが予想される（2012年対比3ポイ

## 第2章 フランス

ント増)。翌年以降(2014年~2016年)は1ポイント増が予想される。目標年は、リオ五輪が開催される年に合わせて2016年に設定される。

参考までに、スポーツ機関に現在受け入れられている競技者の数(3,300人)を考慮すると、指標が1ポイント上昇するには、スポーツ機関が高水準競技者を新たに33人受け入れることになる。

出所：スポーツ局公施設法人スポーツ管理職室

### 成果指標 5.1：高水準競技者及び準トップの総数に占める総合的な医療ケアを過去1年間に受診した高水準競技者又はエスポワールの数

高水準競技者及び「エスポワール」に分類される競技者の数は、スポーツ担当省によって決定されたリストに登録された人数である。「キャリア移行」リストに登録された競技者のみ医療検査の義務が排除される。

医療検査を受けた高水準競技者及び「エスポワール」に分類される競技者の人数調査は、スポーツ局(DSB2)が競技者の申告に基づいて2011年の初めにスポーツ連盟に対して行った専門調査に基づく。完全検査は、スポーツ種目及び競技者の年齢に応じて6から11の検査から構成される。一つでも欠けると、医療検査が不完全であるとみなされる。

2010年の実績(PAP2011年では高水準競技者の完全検査の受検率は72%、エスポワールは76%)は、スポーツ連盟と締結される目標協約の交渉に際して実施された検証と補強によって見直しが行われた。また、方法的に様々なバイアスを取り上げるために補足的な作業も実施された。2010年の完全検査の受検率は、高水準競技者は75%(PAP2012では72%と記載)、「エスポワール」競技者は76%(RAP2010のデータと同じ)である。

また、「完全又は部分的(すなわち、1つ以上検査が欠如)医療検査」における2010年の実績は、高水準競技者は87%、エスポワール競技者は89%に達している。

最後に、2つのバイアスが考慮されていないことを指摘する必要がある。1つ目が、シーズン中にキャリアを終了する競技者及びスポーツ連盟が何の手も施さない競技者(スポーツ連盟あたり年間に2~15人)である。2つ目が、2011年4月1日付補足として年内に登録された競技者の人数(スポーツ連盟を全て合わせて100人ほど)である。

出所：スポーツ局保健健康促進ドーピング予防室-翌年(n+1)2月にスポーツ連盟に対して実施された調査及び翌年(n+1)前期の目標協約の交渉に際して実施された検証に基づく

### 成果指標 5.2：ドーピング防止に係る事務費と検査費用

フランスドーピング防止機構(AFLD)は次の相補的な6つの分野で責務を遂行する：ドーピング検査の運営、検体分析、スポーツ連盟又はフランスドーピング防止機構が直接的に責任を有する規則上の手続きのフォロー及び治療目的の使用認可(AUT)の交付、研究、予防、国際的影響力及びドーピング対策における連盟及び政府へのアドバイス機能。

当指標は、フランスドーピング防止機構(AFLD)が担当するドーピング検査と検体分析の2つの領域における平均総コストを分析する。

#### ドーピング検査と分析の平均総コスト(5.2.1)

サブ指標 5.2.2 及びサブ指標 5.2.3 の加重合計である。

ドーピング検査及び分析の平均総コストは、検体採取者の研修費、分析又は検査部門の人件費、分析又は検査部門の一般事務費を含む、検査及び分析活動に関するあらゆる費用が考慮される。

2011年の平均総コストは634€である。

#### うち、検査費用は161€

2011年の検査部門における総コストは1,532,137€に達し、実施された検査数は9,516件、検査したスポーツ選手1人あたりの平均コストは161€であった。

ドーピング検査の平均総コストは2010年から2011年の間におよそ12%上昇した。実際、ドーピング検査の平均コストは2010年の144€から2011年には161€に増えたが、これは血液のプロファイリングを目的とする検体採取を展開したことによるものである。当政策により、この種の血液分析を実施するのに必要なサンプルキットが尿検体のサンプルキットの2倍高いことによる、検体採取キットに関連する支出と、世界ドーピング防止機構が当初、血液の採取から分析まで非常に短時間(36時間)に定められていたため、運搬に多大な出費を伴うことによる、サンプルキットの運搬に関連する支出面で影響を受けた。2011年末、採血から分析までの時間が延長され、フランスドーピング防止機構はコストを抑えられ、採血によるドーピング検査を続けることができるようになった。

#### うち、分析費用は473€

2011年の分析部門における総コストは5,037,000€に達し、実施された分析数は10,623件、分析あたりの平均コストは473€である。

分析部門の平均総コストは2010年から2011年の間におよそ2%上昇した。分析に関する平均コストは、2010年の463€から2011年は473€に推移した。

なお、尿検体で実施されるEPO(エリスロポエチン)分析及びIRMS(同位体比重量)分析はカウントされ

ていない。2011年においては、血液サンプルから実施されたドーピング検査を目的とする分析1,191件及びプロファイリングを目的とする分析2,629件がカウントされる。

当指標5.2には、動物に対して行われる検査や分析は考慮されない。参考までに、2011年には動物に対してドーピング対策を目的とする検査が873件実施され、その費用は333,788€であった。

#### 実績と予想

ドーピング検査及び分析の平均総コストは2010年の607€から2011年の634€に推移し、およそ4%の上昇となった。ドーピング検査の平均コストの上昇は主に次の2つが要因とされる。

- 2011年、重要な技術的制約に従った特定対象者政策の段階的实施
- 競技会外検査数の増加、特に特定対象グループの競技者に対する検査数の増加。1回の採血のために採血者への支払が発生することによる、検体採取における費用の増加。

2011年の実績は次のとおりである。

- ドーピング分析数は2010年の10,271件に対して10,623件
- ドーピング検査数は2010年の10,443件に対して9,516件

平均コストの上昇は、バイオプロファイル政策による実験費用及び、検体採取からドーピング分析まで36時間以内という時間規制を遵守するための運搬費用が要因である。このため、フランスドーピング防止機構(AFLD)では、この時間規制が維持されるのであれば当政策の継続を再検討することを考えていた。2011年の第4四半期に当規制が緩和され、AFLDでは、ドーピング検査の平均コストを2010年に確認された水準に戻すことによってこの新たな政策を実施していくことができる。

2014年から2015年の平均コストは、毎年およそ2%の規則的な上昇が予想される。

#### 「競技会外」検査と「競技会内」検査を区別し、ドーピング検査及び分析の平均総コストの実態調査

また、AFLDは「競技会外」検査と「競技会内」検査を区別し、ドーピング検査及び分析の平均総コストの実態調査を行う。

「競技会内」「競技会外」検査別 ドーピング検査及び分析の平均総コスト	単位	2010年 実績	2011年 実績
競技会内検査におけるドーピング検査及び分析の平均総コスト	€	433	555
競技会外検査におけるドーピング検査及び分析の平均総コスト	€	296	269

この2つのサブ指標の和は、ドーピング検査及び分析の平均総コストに一致しない。ドーピング検査及び分析の平均総コストは、競技会内検査及び競技会外検査に区分できない検査及び分析業務のあらゆる費用（例えば、検体採取者の研修費用、分析又は検査部門の人件費、分析及び検査部門の一般事務費）が考慮される。

2011年の競技会内コントロールにおけるドーピング検査及び分析の平均総コストは555€

- 「競技会内検査」事業コードに区分されるあらゆる費用の総計を競技会内検査数で除した値  
1,008,428 € / 5,772 = 175 €
- 「競技会内分析」事業コードに区分されるあらゆる費用の総計を競技会分析数で除した値  
2,454,467 € / 6,454 = 380 €

2011年の競技会外コントロールにおけるドーピング検査及び分析の平均総コストは269€

- 「競技会外検査」事業コードに区分されるあらゆる費用の総計を競技会外検査数で除した値  
346,325 € / 3,744 = 92 €
- 「競技会外分析」事業コードに区分されるあらゆる費用の総計を競技会外分析数で除した値  
738,960 € / 4,169 = 177 €

出所：フランスドーピング防止機構（AFLD）

#### 成果指標 5.3：競技会外検査数／ドーピング検査総数

図表に記された数字は、フランスドーピング防止機構の主導で実施される、ドーピング検査総数に対する競技会外検査数の割合を示すものである。

当指標は、国際スポーツ連盟又は国際競技会開催者から要求されるあらゆる検査を除き、フランスドーピング防止機構の主導により実施される検査のみを対象とする。外部からの要求の場合、フランスドーピング防止機構は自由裁量で実施するのではなく、単純にサービス提供者として外部の要求に応じる（あるいは拒否する）。さらに、ドーピング防止機構の事務総局は、分析部門が遵守しなければならない世界ドーピング防止機構(AMA)によって信任された試験所の国際標準の規則に従い、原則的に分析結果の受取人にもならない。

2011年は、2年連続して競技会検査数が顕著に増加し、ドーピング検査の43%以上が競技会外で実施された。これは、競技会外検査の効果を評価している世界ドーピング防止機構の要求に応じて、フランスがドーピング検査政策の調整を行ったためであり、注目すべきことである。

当政策の展開は、フランスドーピング防止機構（AFLD）によって定められた検査戦略を実施する青少年スポーツ社会統合地方局の支援によって可能となった。また、2010年に比べほぼ2倍である628件の検体採取が実

## 第2章 フランス

施され、特定対象グループの検査がさらに強化された。2009年に特定対象グループに実施された検査数は227件であった。

2012年は特定対象グループに実施された競技会外検査数が2倍以上に増えた。それは、2012年の第30回オリンピック競技大会ロンドン大会で適用された国際オリンピック委員会アンチドーピング規則が要求するように、600人以上の競技者がフランスドーピング防止機構（AFLD）の国内特定対象グループに組み込まれたことによるものである。

以下は、ドーピング検査数に対するドーピング検査で陽性が宣告された事件数の割合である。現在用いられている「陽性」宣告の概念は、検体分析後に陽性が宣告されたケース、不当な改変、検体採取の拒否、居場所情報の不備を含むことから、「規則違反」という用語がより適切とされる。2011年には161件の規則違反が確認された。その内訳は、143件が陽性と宣言されたケース、15件が検査の改変又は拒否、3件が居場所情報の不備である。確認された161件の規則違反は、AFLD主導で実施された7,919件の検体採取の2%に相当する。

新たに減少した要因は次のとおりである。

- 陽性数の減少：トレーニング検査数が大幅に増加（覚醒剤、カンナビノイド、グルココルチコイドの検出検査は行われず。後者2物質は禁止物質に分類され、競技会検査で最も頻りに検出される）
- アンチドーピング政策の調整が図られ、新たに特定対象政策を展開させるためドーピング防止機構が採尿検査数を減らしている。

	単位	2009年実績	2010年実績	2011年実績
ドーピング検査で陽性と宣告されたケース数/検査数	%	2.9	2.4	2.0

出所：フランスドーピング防止機構（AFLD）

### 成果指標 6.1：学位取得後取得した資格により就職できた卒業生の割合

2005年以降、地方出先機関に対してスポーツ担当省の年次データ収集システムが開発された。データは、スポーツ分野レベルIVの免状所持者（スポーツ教育者初級国家免許[BEES1]及び青少年・社会教育・スポーツ職業免許[BPJEPS]「スポーツ」）の就職状況、特に、免状交付で取得した資格を行使して職に就いている競技者の割合を測るため、郵便あるいはインターネットを経由して自動管理されたアンケート調査に基づいて収集される。

実質的に免状交付後に取得した資格で就職した者として、スポーツ推進者、社会文化推進者、推進組織の責任者、推進組織の教育者、推進プロジェクトあるいは青少年、スポーツ、市民生活に関係するプロジェクトの責任者といった職に就いている個人である。

地方出先機関は、基準となる期間の間及び期間終了から7か月後に、交付された免状の所持者に対して質問調査を行う。2011年においては、免状交付の基準期間は2010年5月から2011年4月まで、質問調査期間は2011年12月から2012年2月までである。海外県の地方公共団体出先機関はこの調査の対象外となる。

スポーツ分野レベルIVでは、8,000以上の免状（BEES1 [初級]+ BPJEPS「スポーツ」）が基準期間中に交付された（回答のない地域圏を除く）。2012年3月8日時点でおおよそ7,400人の免状所持者に対して質問調査が行われ、およそ3,000人がそれに答え、回答率は40%であった。

2011年、BEES1（初級）あるいはBPJEPS「スポーツ」の免状所持者で就職した者のうち68.5%が、取得した免状と直接関係のある職に就いていると答えた。免状の種類によって回答結果が対照的である。BPJEPS「スポーツ」は、BEES1（初級）に比べて、免状交付で取得した資格を行使して就職する傾向が顕著に見られる。BPJEPS「スポーツ」の免状所持者で就職した者のうち80.4%が取得した免状と直接関係のある職に就き、一方BEES1（初級）所持者はその割合が68.5%となる。

資格の更新は、免状所持者に真の付加価値をもたらす。

推進指導（animation）分野の免状交付後に取得した資格で実質的に職に就いている免状所持者の割合については、推進指導（BPJEPS「推進指導」）分野のスポーツ担当省職業レベルIVでは2,500以上の免状が基準期間中に交付され（未回答の地域圏を除く）、2012年3月8日時点における免状所持者の90%（およそ2,300人）に対して質問調査が行われ、47%が回答した。

2011年では、BPJEPS「推進指導」の免状所持者の83.9%が取得した免状と直接関係のある職に就いている。

	単位	2009年実績	2010年実績	2011年実績
「推進指導」の分野の免状交付後に取得した資格に直接関係する職に実際に就いている免状所持者の割合	%	85	86	84

出所：研究調査統計係（MEOS）

### 成果指標 6.2：総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合

当指標は、優先分野に対応する研修活動の時間数を、研修活動の総時間数で除して算出される。

スポーツ担当省管轄のスポーツ機関（CREPS、国立学校、INSEP）によって実施される研修活動の総時間数は、実習時間（heures stagiaires）を単位として表され、継続職業研修、初期職業研修及び見習い活動、つまり、スポーツ担当省によって交付される免状を取得するための準備研修（定期試験、通信教育、資格試験、試験対策等）、青少年及びスポーツ以外の免状を取得する研修（ボート免許、救急法、安全・水難救助国家免許[BNSSA]

等)、免状を取得しない資格研修(再教育、スポーツ連盟の免状等)を対象とする調査によって確定される。研修活動の総時間数は、2010年の実績が3,623,055実習時間、2011年の実績が3,658,789実習時間であった。2011年は2010年同様、優先分野に対応する活動時間数が次の特定対象研修に対して計算される。

- 特別な安全対策の遵守を要する特殊環境で実施されるスポーツ活動  
スキューバダイビング、シュノーケリング、フリーダイビング、自然環境でのダイビング、限定水域でのダイビング、カヌー・カヤック、3級河川以上での関連スポーツ(急流ラフティング、急流水泳及びカヌー・カヤックの追加資格証)、避難所から200マイル離れたセーリング、ケービング、キャニオニング、スカイダイビング、ノルディックスキー、アルペンスキー、アルピニズム、関連活動(中級山岳ガイド、ガイド見習い、高山ガイド)、サーフィン、ハングライディング(パラグライダー、ハングライダー)、カイトサーフィン、ウォーターパラセーリング
- 難関部門に関係する研修
  - ・規定上、技術上あるいは経済上の理由により、全国レベルでスポーツ担当省管轄スポーツ機関以外の研修機関が提供する十分な研修が存在しないためである。判断基準は、スポーツ担当省管轄スポーツ機関で毎年登録される研修生数が毎年交付される免状の数を大幅に超えること。
  - ・経済的に関心が低い部門。判断基準は、年間の研修生の数が20人未満もしくは免状所持者数が20人未満。
- その他の優先的活動  
職業レベルIII及びIIの新設された免状(DE/DES JEPS)、二重資格研修、身体的及びスポーツ活動に関係するその他省庁によって交付される免状の取得準備研修(ボート免許、救急法、安全・水難救助国家免許[BNSSA]等)、スポーツ連盟が交付する免状の取得準備研修、青少年及びスポーツ分野の選抜試験準備や再教育など免状取得のない研修、公務員試験準備、全国人材育成計画(PNF)及び地方人材育成計画(PRF)に登録した実習、技術管理職研修、法定初期研修、一日研修、管理職又は運営管理職、スポーツ管理職あるいは推進指導者の集団研修、職業経験認定制度の受験者支援。

2011年の結果を分析すると、2009年に導入された「難関」部門という概念にあまり制限されないアプローチが、特に「その他の優先活動」分野においてもスポーツ担当省管轄機関によって継続されていた。また、各スポーツ機関の業績契約の交渉を通じて、青少年・スポーツ・社会統合地域圏局(DRJSCS)が各地域圏の特徴及びニーズに応じた公共研修機関(難関部門)を主軸にした研修についての分析を続け、全国リスト「コアビジネス(cœur de métier)」を充実させた。

これらの結果を合わせると、見込指標の当初目標(88%)を2.5%超えることができた。

指標6.2の内訳は次のとおりである。

特定対象部門「コアビジネス」	2010年 実績	2011年 実績
特殊環境での活動	13.4%	10.2%
難関部門：公共研修機関中心	51.6%	55.7%
難関部門：稀少な研修	0.6%	1.5%
その他優先活動	20.4%	23.1%
-うち、新設された免状	5.6%	8.2%
合計	86.0%	90.5%

中央行政によって実施される職業研修に関する調査の当年(n)のデータは、翌年(n+1)の5月にスポーツ機関より公表され、翌年(n+1)の6月に処理が施されてから入手が可能となる。当年(n)の実績を示すデータは、前年(n-1)の研修時間数に相当する。

出所：スポーツ局資格認定公共研修機関室

**成果指標 6.3：高水準競技者の就職率**

当指標は、高水準競技者のスポーツとキャリアの2つのプロジェクト目標に従い、高水準競技者リストに最後に登録されてから2年後の高水準競技者の就職状況を判断する。当指標の範囲には、高水準と認められる全種目が含まれる。

当指標の情報のために利用されるデータは、スポーツ担当省から提供される報告書をもとに、リストに最後に登録されてから2年後の「シニア」あるいは「エリート」に分類される高水準競技者について、ナショナルテクニカルディレクター(DTN)に対して実施される調査から得られる。

目標は、高水準競技者リストに最後に登録されてから2年後に求職中あるいは研修中にある者、つまり、高水準競技者にとってはスポーツとキャリアの2つのプロジェクトの達成に失敗したとみなされる元高水準競技者の割合を大幅に減少させることである。しかし、この解釈には注意が必要である。なぜなら、高水準競技者の多くが大学教育あるいは長期の職業課程を受講し、研修の調整が十分でない、研修課程が長期にわたる、という理由から、必ずしも高水準競技者としてのキャリアと平行して学業が成就できるとは限らないからである。

不明又は情報が得られないケースが、2009年の50件(対象人口の6.7%)から、2010年の115件(14.3%)、2011年の174件(22.2%)に増え、スポーツ連盟が調査の対象となる競技者の個人情報全体を知ることが困難であることが明らかになった。2011年は不明又は情報が得られないケースが特に多くみられ、それは、2011

## 第2章 フランス

年のパネルの54スポーツ連盟のうち7連盟から情報のフィードバックが得られなかったことが要因である。

2009年、2010年、2011年においては、非回答者は、調査対象となるスポーツ連盟のパネル全体の回答者平均に相当する就職状況にあると見なしている。

2011年の就職率は79%とされ、調査の対象となる総計783人の競技者に対して618人が就職していたことになる。プロスポーツ選手として賃金労働に従事している競技者（2012年2月12日時点で就職していると申告した「エリート」及び「シニア」に分類された旧競技者の25.2%）も指標の算出に含まれる。伝統的な報酬を伴うプロスポーツ以外の様々な分野でプロ契約を結んでいる高水準競技者の数が非常に多いことが確認される。

2011年の高水準競技者の就職率が2010年に比べて5.7ポイント減少した。この減少は、2011年は2010年に比べて研修中にある旧競技者の数が3.5%上昇したことが理由である。省リストに最後に登録されてから2年後の高水準競技者の就職率が減少しているのは、国際競争のレベルアップや国際スポーツ連盟が新しい選手資格認定規則を採用し、そのためスポーツの制約が増え、資格を得るための研修と就職という2つのプロジェクトにこれまで以上に多くの時間を要することが理由である。

出所：スポーツ局単一種目スポーツ高水準スポーツプロスポーツ連盟室

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) pp.18-33より整理)

## ⑤ 年次支出実績の説明

## ●2013年 アクション/経費別予算要求の説明

図表-2-8 2013年 債務負担行為(AE) (単位:ユーロ)

	経常費 Titre 3	投資経費 Titre 5	関与費 Titre 6	2013年 合計	2013年 FDC/ADP 見込(*)
01 最大多数のためのスポーツ振興	4,151,400	—	4,089,886	8,241,286	19,500,000
02 高水準スポーツの発展	83,009,646	13,156,785	70,904,860	167,071,291	80,000
03 スポーツにおける予防と競技者保護	525,500	—	18,556,437	19,081,937	25,000
04 スポーツ職業の振興	20,593,659	—	10,500,876	31,094,535	—
合計	108,280,205	13,156,785	104,052,059	225,489,049	19,605,000

(\*) FDC (Fonds de concours) : 協力資金、ADP (Attributions de produit) : 収益割当

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.34)

図表-2-9 2013年 支払許容費(CP) (単位:ユーロ)

	経常費 Titre 3	投資経費 Titre 5	関与費 Titre 6	2013年 合計	2013年 FDC/ADP 見込
01 最大多数のためのスポーツ振興	4,151,400	—	4,089,886	8,241,286	19,500,000
02 高水準スポーツの発展	83,009,646	20,144,095	70,904,860	173,822,601	445,000
03 スポーツにおける予防と競技者保護	525,500	—	18,556,437	19,081,937	25,000
04 スポーツ職業の振興	20,593,659	—	10,500,876	31,094,535	—
合計	108,280,205	20,144,095	104,052,059	232,240,359	19,970,000

(2013年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.34)

## ●2012年 アクション/経費別議決予算の説明

図表-2-10 2012年 債務負担行為(AE) (単位:ユーロ)

	経常費 Titre 3	投資経費 Titre 5	関与費 Titre 6	金融操作費 Titre 7	2012年 合計	2012年 FDC/ADP 見込
01 最大多数のためのスポーツ振興	4,283,585	—	12,302,245	—	16,585,830	19,500,000
02 高水準スポーツの発展	77,636,906	22,482,234	82,261,075	500,000	182,880,215	1,095,000
03 スポーツにおける予防と競技者保護	650,000	—	18,792,825	—	19,445,825	50,000
04 スポーツ職業の振興	20,284,550	22,482,234	13,086,952	—	33,371,502	—
合計	102,855,041	22,482,234	126,446,097	500,000	252,283,372	20,645,000

(2012年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2012) p.35)

図表-2-11 2012年度 支払許容費(CP) (単位:ユーロ)

	経常費 Titre 3	投資経費 Titre 5	関与費 Titre 6	金融操作費 Titre 7	2012年 合計	2012年 FDC/ADP 見込
01 最大多数のためのスポーツ振興	4,283,585	—	12,302,245	150,000	16,585,830	19,500,000
02 高水準スポーツの発展	80,732,274	22,392,203	82,261,075	500,000	182,880,215	495,000
03 スポーツにおける予防と競技者保護	650,000	—	18,795,825	—	19,445,825	50,000
04 スポーツ職業の振興	20,284,550	—	13,086,952	—	33,371,502	—
合計	109,590,409	22,392,203	126,446,097	650,000	255,438,709	20,045,000

(2012年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2012) p.35)

## 第2章 フランス

### ●カテゴリ別予算種別支出の説明

図表-2-12 カテゴリ別予算種別支出（単位：ユーロ）

カテゴリ/予算種別	債務負担行為 (AE) Autorisations d'engagement		支払許容費 (CP) Crédits de paiement	
	2012 年度 LFI 許可額	2013 年度 要求額	2012 年度 LFI 許可額	2013 年度 要求額
経常費 Titre 3 Dépenses de fonctionnement	102,855,041	108,280,205	105,950,409	108,044,205
人件費を除く運営費	12,777,077	15,929,181	15,872,445	15,693,181
公共サービスに係る交付金	90,077,964	92,351,024	90,077,964	92,351,024
投資経費 Titre 5 Dépenses d'investissement	22,482,234	13,156,785	22,392,203	20,144,095
国の有形固定資産に係る支出	22,482,234	13,156,785	22,392,203	20,144,095
関与費 Titre 6 Dépenses d'intervention	126,446,097	105,052,059	126,446,097	105,052,059
世帯への支出	18,058,152	16,485,166	18,058,152	16,485,166
企業への支出	12,680,000	6,780,000	12,680,000	6,780,000
地方自治体への支出	324,000	324,000	324,000	324,000
他の団体への支出	95,383,945	80,462,893	95,383,945	80,462,893
金融操作費 Titre 7 Dépenses d'opérations financières	500,000	—	650,000	—
自己資本への繰入	500,000	—	650,000	—
小計 (FDC 及び ADP 見込を除く)	252,283,372	225,489,049	255,438,709	232,240,359
FDC 及び ADP 見込	20,645,000	19,605,000	20,045,000	19,970,000
合計 (FDC 及び ADP 見込を含む)	272,928,372	245,094,049	275,483,709	252,210,359

(2013 年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.36)

#### (iv) 租税支出<sup>21</sup>

図表 2-13 主要な特別措置別租税支出（単位：百万ユーロ）

主要なプログラムに影響する国税の特別措置		2011 年 推計	2012 年 推計	2013 年 推計
160205	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの審判員 (les arbitres et juges sportifs) の収入額に対する毎年 14.5%を上限とした税額控除の適用 (所得税)</li> <li>目的: 審判員に対する支援</li> </ul>	16	16	16
160303	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位または資格を自己研鑽または職業再訓練により取得した競技者の所得に対する軽減税率の適用 (所得税)</li> <li>目的: 競技者の再就職支援</li> </ul>	n/a	n/a	n/a
租税支出額合計		16	16	16

(2013 年予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.37)

<sup>21</sup> ここに示される租税支出 (dépenses fiscales) とは、当該プログラムの歳入予算に影響する租税制度上の控除・軽減等特別措置を試算した金額のことであり、LOLF (予算組織法) 第 34 条第 10 項に租税支出を PAP に記載することが規定されている。なお、租税支出については、以下の論文が参考になる。  
上村敏之 (2008) 論文「所得税における租税支出の推計—財政の透明性の観点から—」会計検査研究 No.38 2008.9, <http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j38d02.pdf>



## ⑥ アクション別の妥当性の検討

## (i) アクション1「最大多数のためのスポーツ振興」

・予算内訳（単位：ユーロ）

	Titre 2 人件費	Hors titre 2 人件費以外	Total 合計	2013年 FDC + ADP 期待額
債務負担行為（AE）	-	8,241,286	8,241,286	19,500,000
支払許容費（CP）	-	8,241,286	8,241,286	19,500,000

・概要説明

社会編入及び社会統合の観点から、教育的重要性やスポーツの役割を強化し、特にスポーツクラブでの身体的及びスポーツ活動の参加を広めることが必要である。そこで、スポーツ担当省は、スポーツ提供の分析や地方関係者への施策提案における職員の構造化を促進する行動を通じて、非営利団体（association）やスポーツ連盟、県及び地域圏の地方出先機関が様々な市民層にスポーツを実践するためのより広範な機会を新たに提供していくことを推進する。また、学童・学生、社会的弱者、女性、障害者といったスポーツから離れている市民層に特に注意を傾ける。

スポーツの開催は、2百万人以上のボランティアの個人的投資に支えられる。ボランティアは社会統合のファクターであり、市民権のベクトルである。スポーツ担当省は、スポーツの団体プロジェクトを支援する施策を通じて、スポーツを実践する機会を地域に提供することに貢献する。スポーツ担当省は、地域の公平さという観点から、スポーツ実践の振興に必要な、地方公共団体が所有するスポーツ施設の監視、アドバイス、資金調達の面で支援する。

全国及び地方レベルで最大多数のためのスポーツの振興をめざす目標は、プログラム「スポーツ」のアクション1及びアクション4の資金支援、プログラム124の人件費及び運営費、並びに国立スポーツ振興センター（CNDS）予算に支えられる。

プログラム「スポーツ」アクション1は最大多数のためのスポーツに貢献：

- スポーツ実践の振興に関する省庁の優先課題（優先市民層に向けられた活動、スポーツクラブ政策等）に関係するプロジェクトを実施するために、認可を受けたスポーツ連盟に提供される支援

この支援は、スポーツ連盟とスポーツ担当省の間で締結される目標協約（convention d'objectifs）の交渉の一環に組み込まれる。スポーツ担当省はスポーツ連盟を管轄し、スポーツ連盟がその認可条件の規定に適った措置を講じているか及び財務状況との整合性を図りながら機能しているかどうかを監督する。

- スポーツ振興及びその教育的社会的価値に焦点を絞った国際活動の実施

スポーツ担当省は、特に欧州連合、欧州評議会、フランス語共有国青少年スポーツ大臣会議（CONFEJES）、UNESCO、フランコフォニー国際機関の枠組みで、多数の提携国と結ぶ二国間スポーツ協力プログラムならびに国際フォーラムに参加する。この活動は、国際レベルでの規制を調整し、選出による国際スポーツ決定機関でフランス及びフランス語の地位を積極的に高め、スポーツ施設や設備の施工、主要なスポーツイベントの開催においてフランスのノウハウを精力的に広めることを目指す。

- スポーツ振興の場及びフランス市民生活におけるスポーツ現象の進展を記憶に残す場である国立スポーツ博物館の活用を支援。2006年に公設法人として設立し、パリに展示会場を設け、また、ニースの新しいスタジアム内に展示会場を設置するプロジェクトが進行中である。

- スポーツ施設及びスポーツ実践の場の共有について監視及び助言を行う規則で定められた機能の設置。社会的要求の発展ならびに新しい形態のスポーツ実践に対してスポーツ施設を適応させることが国から奨励される。国は、競技会が開催されるスポーツ施設に関するスポーツ連盟規則が正規の手続きに従って採用されているかどうかを監視し、これら規則の財政的影響を限定するためにスポーツ運動組織と地方公共団体の協議が円滑に進むように支援する。

- スポーツ施設、スポーツ実践の場及び空間に関する総合的調査は、その結果や結果の活用を通じて、フランスのスポーツ遺産の実態に関する精密な知識を提供し、それを共有することによって、最適な戦略を定義し、実施することに貢献する。当施設調査は、継続的に改訂され、4年ごとにデータの徹底的な検証が行われる。スポーツ施設及びスポーツ実践の場や空間に関する調査データに基づいてスポーツ施設の提供を分析することにより、2011年から全国スポーツ施設アトラス（分布図集）の作成が可能となる。これは、特殊地域におけるスポーツの需要と供給を照合させる地域詳細診断（DTA）の策定を通して、スポーツ関係者全員で共有できる指標や目標を提供するものである。

- スポーツ担当省は自然スポーツの制御された発展政策も導く。この政策は、質と安全性が確保された最良条件で自然スポーツ活動を行いたいという合法的かつ高まる市民の願いから、環境保護問題と財産権ならびに自然

## 第2章 フランス

環境利用者の権利の遵守を両立させることを目的とする。

・ 支出一覧表（単位：ユーロ）

カテゴリ	債務負担行為（AE）	支払許容費（CP）
人件費を除く運営費	915,487	915,487
公共サービスに係る交付金	3,235,913	3,235,913
合計	4,151,400	4,151,400

・ 施策事業別支出の現況（単位：百万ユーロ）

事業目的	金額
スポーツ振興に関連費用（法律研究、スポーツ担当省より任命された専門家の移動費等）	0.43
スポーツ施設の所有者に届出を義務づけ、地方出先機関が毎年、スポーツ施設調査リストの4分の1を改定する作業の実施のための基金	0.48
国立スポーツ博物館への交付金	2.55
国立スポーツ学校及びINSEPへの交付金	0.12
全国リソース拠点「スポーツと障害者」（CREPS Centre）及び「スポーツ・教育・混成・市民権」（エクス・プロヴァンスのCREPS PACA）への交付金	0.28
全国リソース拠点「自然スポーツ」（ヴァロン＝ボン＝ダルクのCREPS de PACA）への交付金	0.28
スポーツ機器及びスポーツ施設の規格化及びスポーツ・スポーツ施設の現状と進歩の認識を高める活動を支援するため基金	0.33
スポーツ機器及びスポーツ施設の規格化及びスポーツ及びスポーツ施設の現状と進歩の認識を高めるための活動を支援するため基金	0.33
最大多数のためのスポーツ振興を目的としたスポーツ連盟の全国活動のための交付金	2.05
優先課題である女性、障害者、社会的不遇者のための活動に対してCNSDSからの支援基金	19.50
政府間協定及び二国間協定に基づく活動を実施するスポーツ連盟及び団体への交付金	0.58
多国間プログラムに基づくプロジェクト（欧州評議会、青少年・スポーツ大臣会議、ユネスコ）	0.50
2013年にニースで開催されるフランス語圏競技会のフランス代表団への助成	0.50

### (ii) アクシオン2「高水準スポーツの発展」

・ 予算内訳（単位：ユーロ）

	Titre 2 人件費	Hors titre 2 人件費以外	Total 合計	2013年 FDC + ADP 期待額
債務負担行為（AE）	-	167,071,291	167,071,291	80,000
支払許容費（CP）	-	173,822,601	173,872,601	445,000

高水準スポーツ競技会及びスポーツ優秀コース（PES）の準備を支援：主要なスポーツイベント開催における国の関与

フランスがスポーツの国際ランキングで上位を維持しているのは、高水準スポーツの運営及び資金支援に対する国の特別かつ多大な貢献によるものである。高水準スポーツの支援に関する省政策は、主要な国際競技会でスポーツ競技力を向上させたいという願望と、スポーツとキャリアの2つのプロジェクトを尊重しながら、道徳的かつ身体的廉潔さを保つという選手に対する要求を基礎に置いている。

高水準スポーツの範囲は次の基準に基づく：スポーツ種目における高水準な性質の認知、評価基準競技、高水準スポーツリスト、スポーツ優秀コース（PES）で運営される高水準スポーツにアクセスする専門コース。スポーツ法典第L.221-1条の規定により設立された全国高水準スポーツ委員会（CNSHN）は、高水準スポーツにおけるガイドラインを定める制度上の協議機関である。

全国高水準スポーツ委員会（CNSHN）は、スポーツ担当大臣が議長を務め、国、フランスオリンピック・スポーツ委員会（CNOSF）、高水準競技者、コーチ、高水準スポーツ審判、地方公共団体議員の代表で構成され、常任委員会の出席のもと、高水準スポーツ施策の機能について定期的な検証が行われる。

全国スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）改革の一環（2009年11月25日付デクレ）で、INSEPはスポーツ担当省管轄公施設法人やスポーツ連盟のスポーツ優秀コース（PES）の枠組みで設置される組織によって構成される高水準スポーツネットワークの推進を担う。スポーツ担当省は、トレーニング及び研修施設の改修や近代化、公務役務の任務に対する交付金の支給を保証する。

当政策の対象となる競技者人口は、およそ7000人の高水準競技者、「エスポワール」に分類される競技者（7800人）、トレーニングパートナー（250人）、PESによって設置される組織に属する省リスト以外の競技者が含まれる。

スポーツ担当省は、スポーツ優秀コース（PES）や、目標協約（conventions d'objectifs）の枠組みで主要なスポーツ競技会への準備や参加のためにスポーツ連盟に行う資金支援を通して介入する。なお、スポーツ優秀コースとして現在「フランス」拠点及び「エスポワール」拠点が存在し、それらはINSEP、国立学校、CREPSなどの国立スポーツ機関ネットワークに定着し、その質が保証されている。

スポーツ技術顧問としての任務をスポーツ連盟において執行する1680人の公務員は、スポーツ法典の規定（第R131-16条～第R131-24条）に従い、高水準スポーツ政策を実施するうえで極めて重要な役割を担う。スポー

ツ局は、INSEP と協力し、スポーツの技術的、社会経済的環境の変化に対応しながら継続研修を運営する。スポーツ担当省は INSEP を通じて、スポーツ連盟、スポーツ機関あるいは外部パートナー（大学）によるスポーツ競技力向上に応用される研究プロジェクトを支援する。

高水準競技者社会編入及び就職、高水準競技者に対する個人的支援、高水準競技者の引退

スポーツ担当省は、高水準競技者の就職に関して官民大企業と全国就職協定を締結することを促進している。

地方においては、地方出先機関が地域就職協定（CIP）を実施している。

また、スポーツ担当省より高水準競技者に対して金銭的支援（個人支援）、進路や研修、就職に関する直接的な支援が行われている。

高水準競技者の引退制度は 2012 年社会保障制度財源法によって導入され、スポーツ担当省は 2013 年より、社会保障一般制度の老齢年金に対して拠出金を支払うことによって、四半期承認（coût de la validation de trimestres）を補償することがスポーツプログラムにより保証される。

・ 支出一覧表（単位：ユーロ）

カテゴリ	債務負担行為（AE）	支払許容費（CP）
人件費を除く運営費	12,104,979	11,868,979
公共サービスに係る交付金	70,904,667	70,904,667
合計	83,009,646	82,773,646

・ 施策事業別支出の現況（単位：百万ユーロ）

事業目的	金額
運営諸経費（会議開催費、スポーツ局主催の会議に招待した専門家の移動費、調査費用）	0.43 (AE) 0.20 (CP)
INSEP 改修工事のための 2006 年に締結した官民提携契約（contrat de partenariat public-privé）の適用	8.15
金融負債を考慮した投資金	2.97
2009 年に国と 30 年期限で締結した公地収用協約により、INSEP の建設用地の所有者であるパリ市に支払う手数料	0.55
INSEP への交付金	21.67
INSEP 職員の給与管理	43.86
CREPS 及び国立学校への交付金	5.37
INSEP 改修費	13.16 (AE) 20.14 (CP)
目標協約に基づくスポーツ連盟への交付金	48.92
スポーツ連盟 68 団体に対する交付金（ナショナルコーチ、ナショナルテクニカルディレクター、国家技術顧問など 586 名の報酬支払いに充当）	3.05
プログラム運営予算に基づき、優秀スポーツコースの支援と発展のための基金	1.85
契約に基づく出資	0.18
省庁リストに登録された高水準スポーツ選手の個人的支援のために担当省と締結した目標協約に基づくスポーツ連盟への基金	8.27
雇用主への助成金（スポーツ法典第 L221-8 条の規定により、高水準スポーツ選手の就職はスポーツ担当大臣と雇用主（民間企業・公企業・団体・地方公共団体・行政機関等）との間で署名された国家協約により、労働時間などが調整されるなどの優遇措置が受けられる）	0.50
地方レベルで署名された就職協定への出資	0.32
地方プログラム運営予算の策定を取りまとめる交渉を通じた地方出先機関の役割配分	1.71
社会保障法典第 L351-3 条に規定される高水準スポーツ選手の年金負担金	6.10

### (iii) アクション3「スポーツにおける予防と競技者保護」

・ 予算内訳（単位：ユーロ）

	Titre 2 人件費	Hors titre 2 人件費以外	Total 合計	2013 年 FDC + ADP 期待額
債務負担行為（AE）	-	19,081,937	19,081,937	25,000
支払許容費（CP）	-	19,081,937	19,081,937	25,000

・ 概要説明

スポーツ担当省は、身体的及びスポーツ活動を健康増進の最も重要なベクトルとみなし、スポーツ事故対策、健康増進、競技者保護に対する活動を開始している。また、スポーツを実践する頻度・集中度を問わず、身体的及びスポーツ活動に関係して及ぼされる健康上のリスクの軽減にも努めている。

スポーツを通じた健康の保護ならびに予防、競技者の医療検査、ドーピング予防、研究及び不正取引対策、身体的及びスポーツ活動の実践ならびにその環境条件の定義と管理

健康増進のファクターとして身体的及びスポーツ活動の促進

スポーツ担当省は、健康増進のためのスポーツ参加を促進する。スポーツ連盟によって開発された非競争的なスポーツの実践を奨励し、様々の市民層（高齢者、慢性疾患患者等）への適応を推進する。また、国家保健計画

## 第2章 フランス

(plans nationaux de santé publique) で予定された身体的及びスポーツ活動を促進する施策が実施されているかどうかを監視し、毎年9月には「スポーツ体験で健康に」キャンペーンを開催する。欧州レベルでは、スポーツ担当省は欧州委員会の「スポーツと健康」専門グループワーキングに協力している。

### 事故防止

スポーツ担当省は、パートナーと協力して、様々な形態で実践されるスポーツ（ウォータースポーツ、マウンテンスポーツ、水浴・水泳、都市スポーツ、サイクリング、マウンテンバイク、体力維持のための活動等）に対して、事故予防活動の実施又は協力を開始する。また、スポーツ及び身体的活動の安全性を高めることを目指す行政機関やスポーツ連盟と協力して規制監視を行っている。

### 競技者の医療検査

スポーツ担当省は、規定の検査に要する費用の一部を負担し、医療部門のより優れた構造化に向けて支援する目標協約 (conventions d'objectifs) を通じてスポーツ連盟を支援することにより、高水準競技者又は、スポーツ連盟が責任を有するスポーツ優秀コース (PES) に属する競技者に課せられた法定の医療検査に特別な注意を払っている。この法定の医療検査の目的は、スポーツを集中的に実践することによって内在する健康上のリスクを予防することである。また、主要なスポーツ競技会の準備においてフランスチームの医療及び医療補助的な支援を提供する。なお、スポーツ連盟は、登録証 (ライセンス) 所持者全員の健康管理に注意する義務を負う。

### ドーピング予防

ドーピング予防は国が執行する任務である。青少年・スポーツ・社会統合地域圏局 (DRJSCS) の医学カウンセラー、保健所に設置されたドーピング予防医療支部 (AMPD)、及びグリーンナンバー「Écoute Dopage」が、競技者の健康増進を推進し、ドーピングリスク対策に貢献する。2004年に省庁間組織的な性質をもつドーピング製品不正取引予防対策地域圏委員会 (commissions régionales de prévention et de lutte contre les trafics de produits dopants) が各地域圏に設置された。現在、署名段階にあるデクレによって、組織構成及び任務内容の見直しと、全国調整機関の創設が予定されている。また、フランスは、欧州評議会のアンチドーピング条約モニタリンググループの特別作業部会 (教育、法務、科学) に参加する。

### スポーツ及び体的活動の実践条件の監視、スポーツ施設の安全性

スポーツ担当省は、スポーツ実施者の安全性を確保するために、社会統合問題を担当する社会統合県局 (DDCS) /社会統合住民保護県局 (DDCSPP) を通じて、身体的及びスポーツ活動を実施するスポーツ施設を監視する。県局は、スポーツ事故防止の観点から、また、身体的及びスポーツ活動を実施するうえでより適切な法的環境を整えるために、スポーツ法典に規定されている事故報告及び行政調査が効率的に機能しているかを監視し、事故の発生要因を管轄当局に明らかにする。

また、スポーツ施設の安全性は、スポーツ実施者及びスポーツ観戦者の安全を確保するための本質的な課題である。したがって、スポーツイベントが開催される施設の認可ならびにスピードサーキットの認可に関する手続きや、安全性・アクセシビリティ県諮問委員会への協力にあたっては、スポーツ担当省は職員の能力を総動員して取り組む。

### スポーツにおける無法な行為や暴力に対する予防と対策

2007年からスポーツにおける性暴力を防止する対策として特別プログラムが実施され、2008年からスポーツ施設内で技術、教育、特別医学部門の専門家などから構成される地域圏グループによって啓蒙活動が行われている。また、全国被害者支援調停協会 (INAVEM) の相談窓口で、暴力被害にあった競技者の心理的、法律的フォローが行われる。

2011年5月、スポーツ担当省は、スポーツにおける暴力や差別を防止する対策を強化するために、ファン文化委員会 (comité du supportérisme) ならびにあらゆる形態の差別を防止する対策委員会を設置した。委員会では要人が議長を務め、スポーツ・教育・混成・市民権の全国リソース拠点の協力のもと、スポーツ局によって推進・管理される。

### ドーピング対策：フランスドーピング防止機構 (AFLD) と世界ドーピング防止機構 (AMA)

フランスにおけるドーピング防止対策 (監視、制裁、研究、予防) を合理化ならびに近代化し、国際規制との整合性を図っていくという意志のもと、フランスドーピング防止機構 (AFLD) が創設された (2006年4月5日付法律第2006-405号)。AFLDは法人格をもつ独立した公共機関であり、スポーツ担当省より交付金の支給を受けている。

ドーピング対策は、国際レベルで効果が発揮される。スポーツ担当省では、世界ドーピング防止機構 (AMA) と協力し、欧州評議会、UNESCO、欧州連合のドーピング防止規定とその適用の調和を図るために、明確な行動がとられている。2011年1月13日付デクレ、2012年2月1日付法律第2012-158号及び2012年3月12日付法律第2012-348号によって補足される2010年4月14日付オルドナンスが制定され、世界アンチドーピング規定ならびに国際基準とフランススポーツ法典との整合性が図られた。

・支出一覧表 (単位：ユーロ)

カテゴリ	債務負担行為 (AE)	支払許容費 (CP)
人件費を除く運営費	325,500	325,000
公共サービスに係る交付金	200,000	200,000
合計	525,000	525,000

・施策事業別支出の現況（単位：百万ユーロ）

事業目的	金額
活動に対する基金	0.33
INSEP 付属スポーツ疫学・医学研究所（IRMES）の国家レベルで実施される研究活動支援	0.20
医学活動の構造化及び発展のための目標協約に基づいたスポーツ連盟への交付金	7.02
地方プログラム予算（BOP）に基づいた APS の健康促進活動のための交付金	0.93
ドーピング対策用グリーンナンバー及びドーピング予防及びドーピング不正取引対策を実施する組織への交付金	0.47
研究機関（大学、研究所、ドーピング予防医学機関等）あるいは特別組織（団体、連盟）への交付金	0.22
青少年・スポーツ・社会統合地域圏局が事務局を務めるドーピングの予防及び売買対策地域委員会の運営、ドーピング予防推進研修、予防対策ネットワーク構築のための交付金	0.20
高水準競技者を受入れるスポーツ医学の技術研究に対する資金援助、スポーツ医学の地方ネットワークで特定されるスポーツ医学センターの設備及び支援、保健衛生専門家の介入費用、大学病院センター（CHU）との連携、保健衛生の職業研修機関との協約	0.74
スポーツにおける反社会的行動及び暴力対策と予防目標協約に基づく提携活動	0.62
フランスアンチドーピング機関（AFLD）への交付金	7.80
世界アンチドーピング機関（AMA）に対するフランスの年間拠出金	0.56

(iv) アクシオン4「スポーツ職業の振興」

・予算内訳（単位：ユーロ）

	Titre 2 人件費	Hors titre 2 人件費以外	Total 合計	2013年 FDC + ADP 期待額
債務負担行為（AE）	-	31,094,535	31,094,535	-
支払許容費（CP）	-	31,094,535	31,094,535	-

・概要説明

アクシオン4「スポーツ職業の振興」は、スポーツ実践を統率するための教育者研修を確保し、最大多数のためのスポーツ振興という目標（アクシオン1）の達成に貢献する。

スポーツの様々な側面及び資格の必要性の観察

スポーツ振興、国土整備、持続可能開発に寄与するイニシアティブに対して支援が提供される。身体的及びスポーツ活動の需要と供給、及びスポーツ施設に対するより優れた知識が求められている。

身体的及びスポーツ活動の分野で地域詳細診断（DTA）が実施され、このアプローチが具体化されている。DTAは、関係者の協力によって特定地域におけるスポーツの需要と供給を分析するプロセスであり、地域のスポーツ政策を明らかにする、いわゆる地域関係者のプロジェクトを充実させる意思決定支援ツールである。

2011年に設立された公益団体（GIP）の研修・雇用・推進者・スポーツ専門職分析センター（CAFEMAS）と青少年・スポーツ・社会統合地域圏局がスポーツ職業の分野の雇用・研修に関する量的・質的予測調査を実施している。この調査によって、スポーツ分野の職業の進化を評価する戦略的な要素が提供される。この戦略的要素は、新しい専門性、評価、資格を適合させる、または創造することが時宜を得ているかの判断材料となる。

プロ部門のニーズに応える資格証明の創設、実施、監督

資格証明は、労働市場で認められやすくするために、スポーツ職業や推進指導の職に係る職業諮問委員会（CPC）の社会的パートナーと連携して創設される。地方出先機関が、資格証明、職業経験認定（VAE）及びスポーツ省が交付する免状を取得するための資格試験の運営（審査員）に関する措置を実施、管理する。

職業研修施策の実施と管理

スポーツ専門資格を取得するための初期及び継続職業研修によって、雇用主は有資格者に注目し採用するようになる。スポーツ省管轄の公共研修機関及び、研修に関連するサービスは、公役務の任務の一環として、青少年の初期職業研修、特殊環境で行われる活動に関する研修（安全対策の強化）及び「コアビジネス（Cœur de métier）」に属する部門の継続職業研修に力を入れている。また、地域圏議会及び職業訓練費徴収機関（OPCA）の契約事業者として、実習研修や継続職業研修を運営する。これらの活動は、各機関のそれぞれ固有の状況を考慮に入れながら業績契約の中に組み込まれる。

・支出一覧表（単位：ユーロ）

カテゴリ	債務負担行為（AE）	支払許容費（CP）
人件費を除く運営費	2,583,215	2,583,215
公共サービスに係る交付金	18,010,444	18,010,444
合計	20,593,659	20,593,659

## 第2章 フランス

### ・施策事業別支出の現況（単位：百万ユーロ）

事業目的	金額
地方プログラム運営予算（BOP）に基づく地域雇用・研修調査措置（DROEF：dispositifs régionaux d'observation de l'emploi et de la formation）スポーツ推進活動分野の雇用及び社会教育実践に関する地域データの収集に使用されるもの	0.15
徹底的地域対話（DTA：Dialogue Territoriaux approfondis）の運営監督委員会（Comité de pilotage et de conduites）によって委任された専門家の移動費	0.25
資格認定（スポーツ資格が得られる免状取得のための認定試験を実施するうえでの運営費及び移動費等）	2.00
運営費用（研修教育の改善に投じられたワーキンググループの企画運営費用等）	0.19
フランス馬・馬術学院（IFCE：Institut français du cheval et de l'équitation）への交付金	6.92
国立山岳スポーツ学校（ENSM：Ecole nationale des sports de montagne）への交付金	6.81
国立ヨット水上スポーツ学校（ENVSN：Ecole nationale de voile et des sports nautiques）への交付金	3.75
初期研修教育 208 人の研修生の研修費用の一部を負担するための基金	3.56
職業研修における研修生への報酬（継続職業研修を実施し、全国採用研修に登録している INSEP 及び国立学校の研修生は、政府が支払う報酬を受けられる）	0.40
都市政策における優先都市区域（ZUS：zone urbaines sensibles）出身の若者の研修費用の資金支援	1.20
目標協約（conventions d'objectifs）に基づいた研修を促進するためのスポーツ連盟への交付金	5.00
資格認定にかかわる業務（教育者研修、ガイド作成、資格認定改革のワーキンググループ、資格認定の策定等）への交付金	0.17

(6) 計画の評価

PAP（年次業績計画書）の評価は、年次予算の執行（1月～12月）が終了した翌年6月に決算案に添付されるRAP（年次実績報告書）に示される<sup>22</sup>。また、PAPの策定作業は、前年のRAPを踏まえて実施される。そのため、例えば「スポーツ、青少年、市民活動」のRAP2011とPAP2013の項目は、以下のように対の関係で構成されている。

図表-2-14 RAP2011とPAP2013の全体構成の対比（プログラム219：スポーツ）

RAP2011 2011年決算案附属書（2012年6～7月に審議）		PAP2013 2013年予算案附属書（2012年10～12月に審議）	
複数年プログラム 2年目における実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミッションにおける戦略の評価</li> <li>—</li> <li>・主要な改革の概要</li> <li>・ミッションにおける特筆すべき成果指標</li> </ul>	複数年プログラムの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミッションにおける戦略</li> <li>・支払許容費の推移（2012～2015年）</li> <li>・主要な改革の概要</li> <li>・ミッションにおける特筆すべき成果指標</li> </ul>
決算のサマリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミッション別決算</li> <li>・プログラム別決算</li> <li>・経費別決算</li> </ul>	予算のサマリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>・プログラム別予算計画</li> <li>・経費別計画</li> </ul>
年次業績計画書における戦略レビューの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次業績計画書における戦略方針のレビュー</li> <li>・業績目標及び成果指標</li> </ul>	年次業績計画書における戦略方針の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次業績計画書における戦略方針</li> <li>・業績目標及び成果指標</li> </ul>
業績目標及び成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>・成果指標/サブ指標の計画/中間/実績値</li> <li>・技術的コメント（データ出典、測定方法）</li> <li>・実績の分析</li> </ul>	業績目標及び成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績目標別成果指標の説明</li> <li>・成果指標/サブ指標の実績/見込/計画値</li> <li>・サブ指標の詳細方法論、データ出典</li> <li>—</li> </ul>
議決予算及び租税支出の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年 アクション/経費別決算</li> <li>・2012年 アクション/経費別決算</li> <li>・2010/2011年 カテゴリ別/予算種類別支出</li> <li>・租税支出</li> </ul>	議決予算及び租税支出の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年 アクション/経費別予算要求</li> <li>・2012年 アクション/経費別議決予算</li> <li>・2012/2013年 カテゴリ別/予算種類別支出</li> <li>・租税支出</li> </ul>
最初の1ユーロからの証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム相互の予算構成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主要な改善点、PPP、国家・地域圏計画契約（CPER）等</li> </ul> </li> <li>・人件費を除く支払許容費の結果分析</li> <li>・アクション別の妥当性の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 予算内訳</li> <li>— 概要説明</li> <li>— 支出一覧表</li> <li>— 施策事業別支出の現況</li> </ul> </li> </ul>	最初の1ユーロからの証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム相互の予算構成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主要な改善点、PPP、国家・地域圏計画契約（CPER）等</li> </ul> </li> <li>・人件費を除く支払許容費の執行状況の検証</li> <li>・アクション別の妥当性の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 予算内訳</li> <li>— 概要説明</li> <li>— 支出一覧表</li> <li>— 施策事業別支出の現況</li> </ul> </li> </ul>
関係法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人別プログラム支援実績の概要</li> <li>・関係法人別人件費支払対象者数の概要</li> <li>・以下5個の関係法人の事業/財務執行状況について記述                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— CREPS（スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター）</li> <li>— CNDS（国立スポーツ振興センター）</li> <li>— 国立スポーツ大学</li> <li>— INSEP（国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院）</li> <li>— MNS（国立スポーツ博物館）</li> </ul> </li> </ul>	関係法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人別プログラム支援計画の概要</li> <li>・関係法人別人件費支払対象者数の概要</li> <li>・以下5個の関係法人の事業/財務執行計画について記述                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— CREPS（スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター）</li> <li>— CNDS（国立スポーツ振興センター）</li> <li>— 国立スポーツ大学</li> <li>— INSEP（国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院）</li> <li>— MNS（国立スポーツ博物館）</li> </ul> </li> </ul>
プログラム及びアクションのコスト分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション相互の関係及び他のプログラムとの関係模式図</li> <li>・アクション別の政策実行にあたり、同一プログラム内の予算流用、及び他プログラム（他省庁）間との予算移用の総コスト分析</li> </ul>	プログラム及びアクションのコスト分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション相互の関係及び他のプログラムとの関係模式図</li> <li>・アクション別の政策実行にあたり、同一プログラム内の予算流用、及び他プログラム（他省庁）間との予算移用の分析</li> </ul>

以下に、現時点で最新のRAP2012に示された、2012年計画値に対する実績とその分析について整理する。

<sup>22</sup> RAP2012

[http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2012/rap/pdf/RAP\\_2012\\_BG\\_sport.pdf](http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2012/rap/pdf/RAP_2012_BG_sport.pdf)

## 第2章 フランス

図表-2-15 業績目標/成果指標/サブ指標別の計画（RAP2012）

業績目標 Objectifs	成果指標 Indicateur	サブ指標 Sous-indicateur	単位 Unité	2010 実績	2011 実績	2012 PAP 計画	2012 中間 見込	2012 実績	2013 PAP 目標
業績目標 No.1： 優先市民層に傾 注し、スポーツ活 動への参加、とり わけクラブスポ ーツへの参加を 促進する	成果指標 1.1： スポーツ連盟が発行す るライセンスの状況	1.1.1 ライセンスの数（海外県含む）	百万 件	17.4	17.5	18.0	17.7	17.5	18.1
		1.1.2 フランス政府発行のライセンスの割合 （海外県除く）	%	26.8	27.1	27.4	27.4	26.9	27.5
		1.1.3 20歳未満のライセンス取得率（海外県 除く）	%	37.7	37.6	37.9	37.9	44.2	38.0
		1.1.4 ライセンス取得者に占める女性の割合 （海外県除く）	%	18.9	19.4	19.5	19.7	19.6	19.7
		1.1.5 ZUS（問題の生じやすい都市部）ライ センスの割合（海外県除く）	%	11.1	12.1	10.6	12.2	12.0	10.8
	成果指標 1.2： CNDS が地域に配分す る補助金の額	1.2.1 補助金交付額 2,500€未満の割合	%	71.6	69.7	69.0	69.0	67.0	68.0
		1.2.2 補助金交付額 2,500€以上 5,000€未満の 割合	%	14.9	15.6	16.5	16.3	15.0	17.0
		1.2.3 補助金交付額 5,000€以上の割合	%	13.5	14.7	14.5	14.7	18.0	15.0
	成果指標 1.3： CNDS の財政支援対象 である特定グループに 対して地域圏が交付す る補助金の状況	1.3.1 障害者に対する財政支援額／財政支援 総額	%	4.2	4.7	4.6	4.8	4.4	4.7
		1.3.2 女子・女性に対する財政支援額／財政 支援総額	%	5.2	5.3	5.2	5.4	5.2	5.2
		1.3.3 社会的弱者に対する財政支援額／財政 支援総額	%	28.4	27.1	24.5	27.3	25.3	25.0
		1.3.4 初等学校に対する財政支援額／財政支 援総額	%	34.6	33.5	41.0	34.0	34.0	42.0
	業績目標 No.2： スポーツ連盟の 財政規律の強化 と効率性の向上	成果指標 2.1： 財政基盤が脆弱または 財政状況が悪化したス ポーツ連盟の数	2.1.1 財政基盤が脆弱なスポーツ連盟の数	連盟	5	7	6	9	8
2.1.2 財政状況が悪化したスポーツ連盟の数			連盟	9	8	7	6	6	7
成果指標 2.2： スポーツ連盟の財政自 律の状況		2.2.1 収入に占める国の補助金の割合が 50% 未満のスポーツ連盟の数	連盟	8	6	7	7	4	7
		2.2.2 収入に占める国の補助金の割合が 10% 未満のスポーツ連盟の数	連盟	57	55	57	56	58	57
業績目標 No.3： 国内におけるス ポーツ施設の配 置の最適化を図 り、計画的な施設 整備を推進	成果指標 3.1： 地域圏におけるスポ ーツ施設の配置状況	3.1.1 人口あたりのスポーツ施設数が全国平 均の 80%未満である地域圏スポーツ担 当省の数	省	14	15	14	15	15	13
	成果指標 3.2： 地域圏におけるスポ ーツ施設の配置が CNDS により「水準以下」と 判定された割合	3.2.1 地域圏におけるスポーツ施設の配置が CNDS により「水準以下」と判定され た割合	%	32.0	35.0	20.0	25.0	39.0	15.0
業績目標 No.4： フランスのスポ ーツ立国に向けた 強化	成果指標 4.1： フランスのスポーツラ ンキング	4.1.1 冬季及び夏季オリンピック競技大会に おけるメダル獲得ランキング	位	5	5	5	5	6	5
		4.1.2 主要 25 競技種目におけるメダル獲得ラ ンキング	位	5	5	5	5	7	5
	成果指標 4.2： 国のスポーツ機関に所 属する高水準競技者 の割合	4.2.1 国のスポーツ機関に所属する高水準競 技者の割合	%	50.0	47.8	56.0	48.5	47.6	56.0
業績目標 No.5： スポーツ倫理活 動の強化及び競 技者の健康を保持	成果指標 5.1： 高水準競技者及び準ト ップの総数に占める総 合的な医療ケアを過去 1 年間に受診した高水 準競技者又はエスポワ ールの数	5.1.1 総合的な医療モニタリングを受診した エリート競技者の数／スポーツ担当省 のリストに掲載された高水準競技者の 数	%	75.0	75.0	90.0	80.0	77.0	95.0
		5.1.2 総合的な医療モニタリングを受診した 準高水準競技者の数／スポーツ担当省 のリストに掲載された準高水準競技者 の数	%	76.0	79.0	90.0	85.0	82.0	95.0
	成果指標 5.2： ドーピング防止に係 る事務費と検査費用	5.2.1 ドーピング防止に係る事務費と検査費 用の総額	€	607	634	710	638	569	730
		5.2.2 うちドーピング防止に係る事務費	€	144	161	-	N/A	541	440
		5.2.3 うちドーピング検査費用	€	463	473	-	N/A	233	440
	成果指標 5.3： 競技会外検査数／ドー ピング検査総数	5.3.1 競技会外検査数／ドーピング検査総 数	%	21.8	43.8	35.0	40.0	42.0	35.0
業績目標 No.6： 公共サービスの 使命として競技	成果指標 6.1： 学位取得後取得した資 格により就職できた卒 業生の割合	6.1.1 スポーツ分野の学位を取得後取得した 資格により就職できた卒業生の割合	%	70.0	69.0	73.0	70.0	69.3	74.0



業績目標 Objectifs	成果指標 Indicateur	サブ指標 Sous-indicateur	単位 Unité	2010 実績	2011 実績	2012 PAP 計画	2012 中間 見込	2012 実績	2013 PAP 目標
者の就業とトレーニング活動を支援	成果指標 6.2 : 総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合	6.2.1 企業所属の高水準競技者における、総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合	%	86.0	90.5	89.0	91.0	85.3	90.0
	成果指標 6.3 : 高水準競技者の就職率	6.3.1 高水準競技者のうちスポーツ担当省にリストされて2年後に就職した者の割合	%	84.7	79.0	86.0	80.0	85.2	87.0

(2012年決算法案年次業績報告書「スポーツ、青少年、市民活動」(RAP2012) pp.19-35 より整理)

業績目標別「実績の分析」(RAP2012)

**業績目標1：優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する**

2011年から2012年において、登録証(ライセンス)数及びその他の種類のスポーツ参加資格数はほぼ安定している(海外県[DOM]及び海外領土[COM]を含む)。スポーツ担当省は、スポーツ連盟への支援を通じて、スポーツクラブでスポーツ活動に参加することを奨励する政策を講じている。スポーツ連盟への支援は目標協約の一環として、補助金の支給ならびにスポーツ担当省からの人材派遣という形で行われ、スポーツ技術顧問(CTS)がその任務を遂行する。この省政策は、スポーツ担当省の地方出先機関ならびに国立スポーツ振興センター(CNDS)の活動を通じて現場に引き継がれる。なお、スポーツクラブがプロジェクト支援を受けるためには、教育面、スポーツ面、スポーツ倫理面が考慮されたものでなければならない。

2012年、20歳未満の青少年に交付された登録証(ライセンス)率は44.2%と推算される。この値は、前年のような年齢区分ではなく、ライセンス所持者の誕生日をもとに算出される。したがって、2012年とそれ以前とは比較ができない。

2012年のその他参加資格数(ATP)を含む女性の登録証(ライセンス)率は19.6%と推算され、2011年対比0.2ポイント増となった。

2012年の脆弱都市地域(ZUS)における登録証(ライセンス)率は12.0%、ZUSで交付されたライセンス数はおよそ520,000件である。実際は、ZUSのライセンス率は公表された数字よりも若干高いと考えられる。2009年以降、対象人口がINSEEによって更新されていないからである。また、INSEEの新しいジオコード化のプロセスで、ZUSは昨年までのような区画全体ではなく、正確な境界線で定められるようになった。したがって、結果を厳密に比較することはできない。INSEEによると、この変更によって、その他のあらゆる変化を除いても、ZUSの人口が5%減少すると推定している。

指標1.2について、2011年からCNDSの地方部門予算に対して750€の地方補助金最低基準が設定されたことを受けて、2012年に再び非営利団体(association)に支給される補助金数が減少した(ウォリス・フツナ、フランス領ポリネシア、コルシカを除く)。2008年は48,468件、2009年は45,074件、2010年は43,275件、2011年は41,311件、2012年は39,681件(2011年対比4%減、2008年対比18%減)と減少傾向にある。

一方、支給される補助金の平均額は、2,557€から3,510€に上昇している(非営利団体に対しては2008年の1,683€から2012年は2,146€、県組織に対しては、2008年の5,002€から2012年は6,531€、地域圏組織に対しては、2008年の13,136€から2012年は14,725€)。

2009年以降、CNDSの地方に分権した財源は、地域圏委員会を通じて地域圏レベルで配分される。なお、地域圏委員会は地域圏及び県の関係者が参加できる組織となっている。

2012年、地方レベルで障害者に割当てられる資金動員がわずかに減少した。2008年の493万€から2009年は514万€、2010年は520万€、2011年は590万€、2012年は560万€である。この減少は、動員される資金総額に対して占める割合からも示される：2008年3.8%、2009年4.3%、2010年4.2%、2011年4.7%、2012年4.4%。しかし、実際には2012年は、教育支援措置の枠組みで障害者のスポーツ実践に対して地方レベルで割当てられる資金(40万€、27%増)が増加したが、サブ指標の算出にはこの数字は含まれない。そのため、この資金を考慮すると障害者に動員される予算は安定していることが分かる。

2012年は、「女性のスポーツ実践及び要職へのアクセス」に対して地方レベルで割当てられる資金が相対的に安定していることが確認される。その割合は、2012年PAP見込で設定された目標に準ずる：2012年5.2%、2011年5.3%、2010年5.2%、2009年4.8%、2008年4.3%、財源は2008年558万€、2009年569万€、2010年640万€、2011年670万€、2012年660万€。

社会的弱者層については(ZUS、DSR)、地方レベルで割当てられる資金動員が減少していることが確認される：2008年は23.4%、2009年は22.8%、2010年は28.4%、2011年は27.1%、2012年は25.3%。社会的弱者層に充てられる財源も、2008年は2,929万€、2009年は3,053万€、2010年は3,840万€、2011年は3,780万€、2012年は3,530万€と減少している。この減少は、農村連帯交付金(DSR)の地方レベルで割当てられる資金が減ったことが主な理由である：2010年は1,760万€、2011年1,700万€、2012年1,410万€。また、補助金の閾値が引き上げられたこともこの減少に直接影響している。

**業績目標2：スポーツ連盟の財政規律の強化と効率性の向上**

スポーツ連盟の2011年財務報告に基づき、スポーツ担当省の財務管理部門によって作成された2012年報告書で、財政基盤が「脆弱」あるいは財政状況が「悪化」していると評価されたスポーツ連盟の数が減少していることが明らかになった（指標2.1）。

2012年では、財政基盤が「脆弱」なスポーツ連盟は8連盟、財政状況が「悪化」しているスポーツ連盟は6連盟で合わせて14連盟となるが、2012年中間見込及び2011年の実績（15連盟）に比べて1連盟減った。31の五輪競技スポーツ連盟については、1連盟（フェッシング）が「悪化」から「脆弱」に財務状況が移行したことから、前年に比べて財務状況がわずかに改善していることが認められた。五輪競技スポーツ以外の48スポーツ連盟については、2011年の財務会計では、財政状況が「悪化」している連盟数が増加するが（1連盟増）、財政基盤が「脆弱」な連盟数は減少した（1連盟減）。

指標2.2.1で評価される補助金への依存度をみると、財源の50%以上をスポーツ担当省の補助金に依存している連盟が2連盟減った（6から4連盟へ）。一方、指標2.2.2では、スポーツ担当省の補助金が財源の10%以上を占める単一種目スポーツ連盟数が3連盟増加した（55から58連盟へ）。

最後に、赤字決算となる単一種目スポーツ連盟の数は2008年から規則的に減少していることが確認される：2008年43連盟、2009年37連盟、2010年27連盟、2011年23連盟。

**業績目標3：国内におけるスポーツ施設の配置の最適化を図り、計画的な施設整備を推進**

スポーツ施設の設備状況は長い間安定していたが、2011年に確認された結果によると、2011年にマヨットが海外県になったことを受けて、指標3.1が示す「水準以下」とされる県数がわずかに悪化した（14から15県へ）。2012年の結果は2011年に比べて変わらない。

人口1万人あたりのスポーツ施設数の平均は、2011年は19.14（2013年1月7日時点、マヨット県を除く）、2011年19.03、2010年19.06、標準偏差5.94である。

人口1万人あたりの施設数を県の数で分布すると次のとおりである（マヨット県を除く）。

- フランス全県の18%が人口1万人あたりの施設数が8～18である。
- フランス全県の70%が人口1万人あたりの施設数が18～28である。
- フランス全県の10%が人口1万人あたりの施設数が28～34である。

対象スポーツ施設のそれぞれに対して、平均施設数は次のとおりである。

- テニスコートについては6.42施設（2011年は6.52施設）
- 専用体育館については2.23施設（2011年は1.97施設）
- 体育館については2.69施設（2011年は2.68施設）
- 大競技場については6.83施設（2011年は6.89施設）
- プールについては0.97施設（2011年は0.97）<sup>2</sup>

スポーツ施設が「水準以下」とされる県の数（全国平均の80%未満の割合となる県）は、テニスコートについては15県、専用体育館及び大競技場については20県、体育館については21県、プールについては30県である。

投資費用ならびに運営費用がもっとも高い施設（プール）は、「水準以下」とされる県数が最も多いスポーツ施設である（その反対がテニスコート）。

スポーツ施設のそれぞれのカテゴリにおける推移は、プールについては全国平均に対してスポーツ施設が「水準以下」とされる県数は減少（1県減）、テニスコート及び大競技場については増加（2県増）、専用体育館及び体育館については横ばいである。

地方公共団体やスポーツ運動組織はデータ利用協定を締結し、全国スポーツ施設調査（RES）データを意志決定支援ツールとして活用することによって、整合性が図られた国土の設備投資を促進することができる。また、地方診断の策定は、地域間の不平等を是正するために講じられる公的施策の方針決定において共通データとして利用できる。

「水準以下」とされる県に支給される国立スポーツ振興センター（CNDS）の施設補助金の割合について（指標3.2）、2012年の施設補助金の項目に割当てられる予算総額は6,000万€であり（Euro 2016に向けたサッカースタジアムの近代化に割当てられる資金を除く）、そのうち「水準以下」とされる県に対して施設補助金2360万€が割当てられた。

2012年は、施設不足を考慮して、予算の割当てが顕著に増加した県がいくつかみられた。マヨット県では、開発契約が2012年に完全施行され、セーヌ・サン・ドニ県では最高1,251,670€（CNDS予算）の特別投資プログラムが継続されており、また、金額的には劣るが、ヴァル県では2011年6月に発生した洪水に対して最高60,000€の資金（災害）が割当てられた。さらに、契約政策（politiques contractuelles）としてセルジの「Aren'Ice」に4百万€の資金が投入される。こうして、国の契約政策として予定される資金支援の実現が、指標の数値を上昇させるインパクトをもたらす。

## 業績目標4：フランスのスポーツ立国に向けた強化

## 夏季・冬季オリンピック競技大会で評価されるスポーツ国としてのフランス

サブ指数は、夏季・冬季オリンピック競技大会が開催される偶数年の末、すなわち2年ごとに更新される。2012年の実績は、バンクーバー大会（2010年）とロンドン大会（2012年）の各々の実績の累計で算出される。

当指標によると、2012年の世界上位10か国のランキングは次のとおりである。

2012年 ランク	国名	2010年 バンクーバー 大会	2012年 ロンドン 大会	POP インデックス 累計
1	アメリカ	356	986	1,342
2	ロシア	184	784	968
3	中国	123	760	883
4	ドイツ	322	490	812
5	イギリス	28	649	677
6	フランス	144	370	514
7	日本	85	339	424
8	オーストラリア	32	391	423
9	イタリア	93	303	396
10	韓国	140	250	390

ロンドン大会の結果を受けて、2010年及び2011年に比べてフランスのランクが1つ下がった。

フランス代表チームはロンドン大会で合計34個のメダルを獲得し、アテネ大会（33個）、北京大会（41個）に並び、アントワープ大会以来の快挙である。過去4回のオリンピック競技大会で獲得した平均メダル数は37個であり、1996年から2004年のオリンピック競技大会で獲得した平均メダル数は36個である。

金メダルの獲得数（11個）は北京大会（7個）を超え、アテネ大会に並び、シドニー大会（13個）、アトランタ大会（15個）には及ばなかった。金メダル獲得数を基準とする国際オリンピック委員会による国ランキングでフランスは7位（北京は10位）にランクされる。フランスは金メダル数ではドイツに並び、銀メダル数ではフランス11個に対してドイツは19個を獲得し、ランキングでは5位となる。しかし、フランスは金メダルを少なくとも1個を獲得している85か国のなかで、金メダル数が2桁になる国グループに入っている。フランスはソウル大会以来、メダル獲得数でトップ10入りを維持している。

これまでオリンピック競技大会決勝ではあまり馴染みのない国（チリでは体操男子床運動で男子選手が、インドでは円盤投げで女子選手が唯一決勝に進出）にまで国際競争が拡大しているなか、フランスはサブ指標4.1.1で第6位を維持し続けている。

フランスが成し遂げた努力について、スポーツ連盟、特に五輪競技スポーツ連盟の高水準スポーツ振興に多大な資金支援が行われただけでなく、スポーツ競技力向上のためにスポーツ担当省組織ネットワーク（国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 [INSEP]、国立馬・乗馬学院 [IFCE]、国立山岳スポーツ学校 [ENSM]、国立ヨット・水上スポーツ学校 [ENVSN]、スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター [CREPS]）の働きからも評価することができる。2012年のロンドン大会及び2010年のバンクーバー大会でフランス選手団が獲得した514ポイントのうち、353ポイント（69%）はオリンピック期間中に国のスポーツ機関に設置されたスポーツ優秀コース（PES）に登録されたものである。このことは、スポーツ連盟が求める研修及び準備のニーズに応えるために提供されたサービスの、水準の高さを表している。20の国立機関のうち、12機関において五輪競技代表団の競技者を準備する体制が構築された。注目すべき点は、メダルを獲得した競技者の60%が国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）に設置されたスポーツ優秀コース（PES）に受け入れられていたことである。

パネルとなるスポーツ連盟による国際結果から評価されるフランスのスポーツランキング。

フランスは2010年及び2009年の間にランクを2つ上げ、2012年はスポーツ大国として世界第7位を占める。

2012年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計	2011年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計
1	アメリカ	199.96	1	アメリカ	180.55
2	ロシア	164.73	2	中国	140.14
3	中国	156.10	3	ドイツ	136.65
4	日本	137.77	4	ロシア	128.68
5	イギリス	135.84	5	フランス	111.35
6	ドイツ	133.87	6	オーストラリア	103.59
7	フランス	116.02	7	イギリス	100.56
8	オーストラリア	113.00	8	日本	97.96
9	カナダ	89.02	9	カナダ	81.28
10	スペイン	87.99	10	オランダ	80.17

アメリカ、ロシア（2011年対比2ランクアップ）及び中国（2011年対比1ランクダウン）がランキング上位の国である。日本（2011年対比4ランクアップ）及びイギリス（2011年対比2ランクアップ）が顕著な伸びを

## 第2章 フランス

みせている。

フランスの成績は、一つにロンドン大会で獲得した成績の影響から、もう一つに指標で対象となるスポーツの範囲から説明できる。

パネルとなる連盟が獲得した成績が 2011 年を下回った（重量挙げ、ボクシング、体操、バドミントン）。集団スポーツでは、2012 年 12 月末の国際連盟のランキングによると、フランスはバレーボール、アイスホッケー、フィールドホッケーで世界トップ 10 に入っていない。

しかし、パネルとなるスポーツの妥当性からすると、指標の結果に多少の含みをもたせる必要がある。フランスのランク計算は、2012 年にフランスが世界ランキング第 1 位となったスポーツ（柔道、空手）がパネルから外され、フランスを代表するスポーツではないスポーツ（クリケット、アメリカンフットボール、野球）が考慮されている点である。

### 国のスポーツ機関ネットワークに受入れられる高水準競技者の割合

指標 4.2 によって測られる国のスポーツ機関ネットワークに受入れられる高水準競技者の割合について、2012 年の実績は 2011 年の 47.8% に対して 47.6% である。2011 年に大幅に低下（2010 年対比 2.2 ポイント減）するが、2012 年は 2011 年対比ほぼ横ばいとなる。数値をみると、2009 年の導入時に設定した当初の目標値とはかけ離れた値である。しかし、2011/2012 年度<sup>23</sup>では、前年度よりもはるかに多くの正規競技者が国の機関に受入れられている。

正規競技者は 2010/2011 年度の 3,307 人に対して 190 人増の 3,497 人である。支援を受ける正規高水準競技者の人数も同様に増加し、2010/2011 年度の 1,581 人に対して 85 人増の 1,666 人である。

最後に、国のスポーツ機関では、施設や管理（医療検査、準備における身体的・精神的アドバイス等）以外で高水準競技者の関心を高めるサービス提供の開発に取り組んでいる。ただし、高水準競技者関係者の期待に応えるこの開発事業は、業績指標 4.2 には考慮されない。

### 業績目標 5：スポーツ倫理活動の強化及び競技者の健康を保持

完全検査を受ける高水準競技者の割合（2012 年、77%）は、2011 年対比 2 ポイント増加したが、依然として 2012 年中間見込の 80% を下回る値である。

完全検査を受ける「エスポワール」競技者の割合（2012 年、82%）は、2011 年対比 3 ポイント増加したが、これも 2012 年見込の 85% を下回る値である。

2011 年では、年次調査と目標協約交渉期間中に収集された連結データがほぼ一致することから、2012 年のデータは最終結果により近いものと考えられる（ただし、当時不足していた高水準競技者のおよそ 8.3%、エスポワール競技者の 11.8% に相当する 2 スポーツ連盟のデータが補足され、収集データに信頼性があることを前提とする）。

指標の動きでは、完全検査の義務を考慮すると、いくつかのスポーツ連盟の構造化の遅れによって受検率は足踏み状態にある。また、医療センターでは一度に規定の全ての検査を行うことはできない（そのことによって高水準競技者は 6～11 種の検査を受けるために何回も足を運ばなければならない）し、請求書と検査結果がスポーツ連盟に公正な期限で報告されているとは限らない。また、ますます多くのスポーツ連盟が、この規定の医療検査に従うことを拒否する競技者に対して強制的な手段（個人的支援の停止、フランスチームに選抜しない、競技会への参加停止、リスト登録の更新を中止する等）を行使している。2012 年で期待されていた効果は、結果としてあまり顕著に現れなかった。しかしながら、多くの競技者が上記理由により 2012 年 11 月 1 日時点のリストに再登録されていない。

また、オリンピック開催年では、高水準競技者の引退数が前年よりも多くなるため、結果的に高水準競技者が医療検査を受ける割合はエスポワール競技者よりも高くなる。

指標 5.2 「ドーピング検査及び分析の平均総コスト」については、ドーピング検査の平均コストが低下したことが確認された。これは、2011 年末に検体採取から分析までの期限条件が緩和されたことが理由とみられる。フランスドーピング防止機構（AFLD）は、2013 年年間検査プログラムに従い、この経験と分析部門の生産性向上の努力によって、ターゲティング政策を調整し、採血による検査と採尿による検査のバランスを再検討することになった。そのことにより、さらに検査コストを安定させることができるようになる。

指標 5.3 について、2012 年はドーピング検査の 42% 以上が競技会外で実施された。この結果は、競技会検査に対して競技会外検査の効果を評価している世界ドーピング防止機構の要求に応じて、フランスが検査政策の持続的な調整を行ったことによる。なお、AFLD によって定められドーピング検査戦略を実行する、青少年・スポーツ・社会統合地域圏局の支援によって、AFLD は競技会外検査を展開することができた。

### 業績目標 6. 公共サービスの使命として競技者の就業とトレーニング活動を支援

2012 年においては、スポーツ教育者初級国家免許（BEES1）又は青少年・社会教育・スポーツ職業免許「スポーツ」（BPJEPS« sport »）の免状所持者で就職した者のうち、69.3% が取得した免状と直接関係のある職に就いていた。この割合は、2011 年 RAP に記載された数値に比べてわずかに高い値である。また、すべての職種において免状所持者の就職率は、2011 年に比べてわずかに上昇している（2011 年の 81.1% に対して 2012 年は

<sup>23</sup> これは暦年の会計年度とは別の、ある月からの 1 年間を指しているものと考えられる。

81.8%)。

免状の種類別では対照的な結果が見られる。BEES1 に比べて明らかに多くの BPJEPS「スポーツ」免状所持者が、免状が交付される時点で取得した資格を就職に活用する傾向がある。就職した BPJEPS「スポーツ」免状所持者のうち 77.8%が取得した免状と直接関係する職に就いており、BEES1 免状所持者は 58.1%に留まる。また、資格更新が免状所持者にとっての付加価値となっていることもわかる。

特殊環境での活動及び難関部門に対応するスポーツ機関ネットワークで確保された研修の割合を示す指標 6.2 では、2012 年の実績は 85.3%である。2011 年同様に、この結果は目標見込を下回るが、スポーツ機関の優先課題の一つに関する指示第 09-112 号を考慮すると、スポーツ担当省管轄機関における職業研修は満足のいく状況であるといえる。2011 年の結果を分析すると、2009 年に導入された「難関」部門という概念にあまり制限されないアプローチが、特に「その他の優先活動」の分野においてもスポーツ機関によって継続された。

青少年・スポーツ・社会統合地域圏局 (DRJSCS) は、各地域圏の特徴とニーズに応じて、公共研修機関 (難関部門) を中心とする研修に関する分析を行い、全国リスト「コアビジネス (cœur de métier)」を充実させた。また、2012 年の見込と実績の間で 5 ポイント以上の乖離が生じているのは地域圏裁定部門 (secteur d'arbitrage régional) である。

指標 6.2 の内訳は次のとおりである。

特定対象部門「コアビジネス」	2012 年 実績
特殊環境での活動	12.2%
難関部門：公共研修機関中心	52.2%
難関部門：稀少な研修	3.4%
その他優先的活動	17.5%
- うち、新設された免状	9.1%
合計	85.3%

指標 6.2 の内訳から、2012 年は免状の改新に関する「新設された免状」が規則的に上昇し、公共研修機関 (SPF) を中心とする研修 (地域圏裁定に関係する) がわずかに落ち込んだことが読み取れる。

高水準競技者の就職率 (指標 6.3) は、2010 年に比べてほぼ横ばい (0.5 ポイント増) となるが、2011 年に比べると大幅に増加している。高水準競技者の就職率の上昇は、高水準競技者の学業とキャリアの 2 つのプロジェクトを成功させるためにスポーツ担当省が講じた政策及び施策の有効性を証明するものである。いずれにしても、この結果はすべての情報が揃って得られたものではないことを考慮しなければならない。

さらに、2010 年から 2012 年にかけて研修中にある競技者の割合が増加 (3.9 ポイント増) しているが、これは、スポーツ制限が拡大し、競技者が資格取得のために研修とキャリアの 2 つのプロジェクトにより長い期間を必要とする国際競争レベルの上昇が理由である。

(2012 年決算法案年次業績報告書「スポーツ、青少年、市民活動」(RAP2012) pp.19-35 より整理)

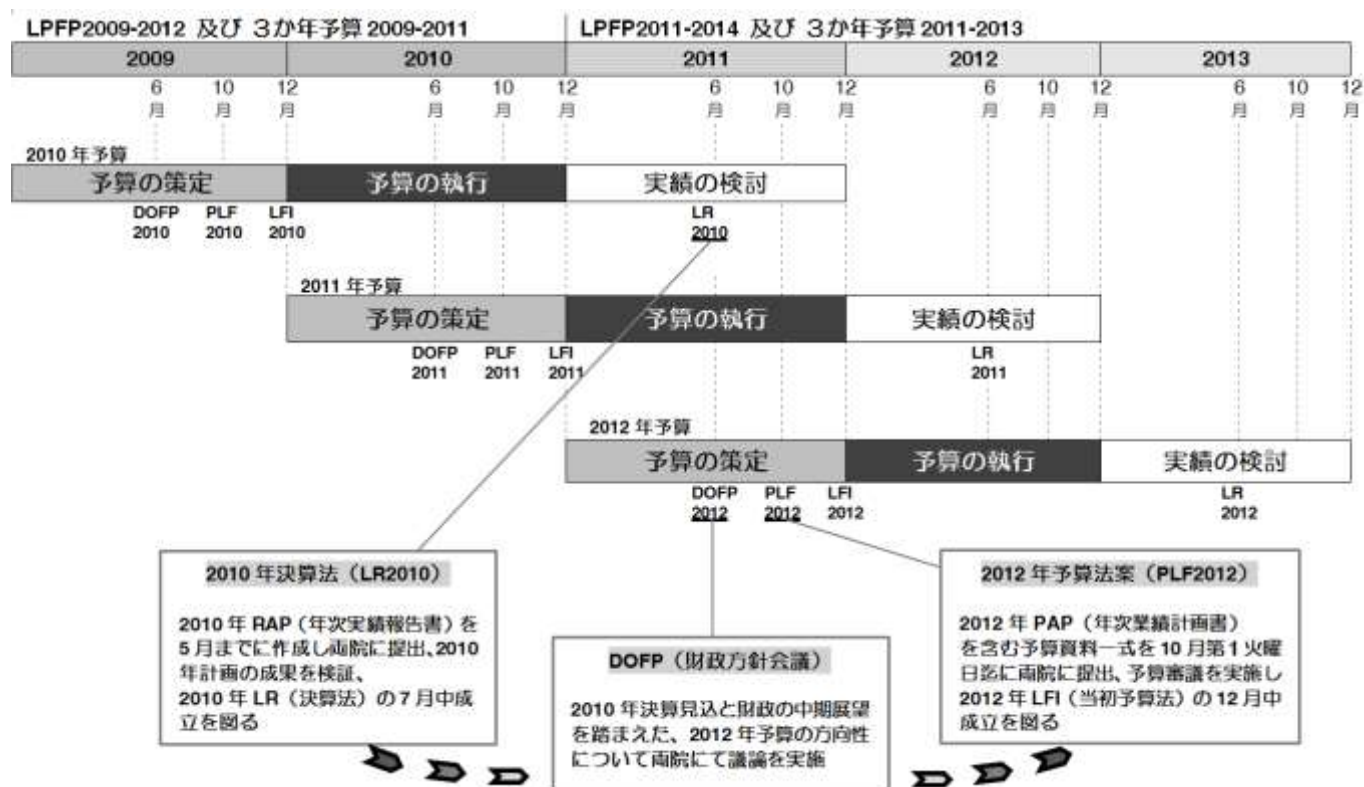
## 第2章 フランス

### (7) 前年度成果と次年度予算計画の関係

2008年7月の憲法改正及びLPFP（財政計画法）<sup>24</sup>の成立により、業績評価を主眼とした政府予算の枠組みであるLOLF（予算組織法）に3か年の複数年次予算が導入された。

図表 2-15 は、2011年を当予算会計年度とした場合における前年度 RFP（年次業績報告書）と次年度 PAP（年次業績計画書）の関係を、3か年予算の実施サイクルの中で表したものである。

図表-2-15 2011年を当年度として見た3か年予算の実施サイクル



(政府予算公会計ウェブサイトの図を翻訳、補筆)<sup>25</sup>

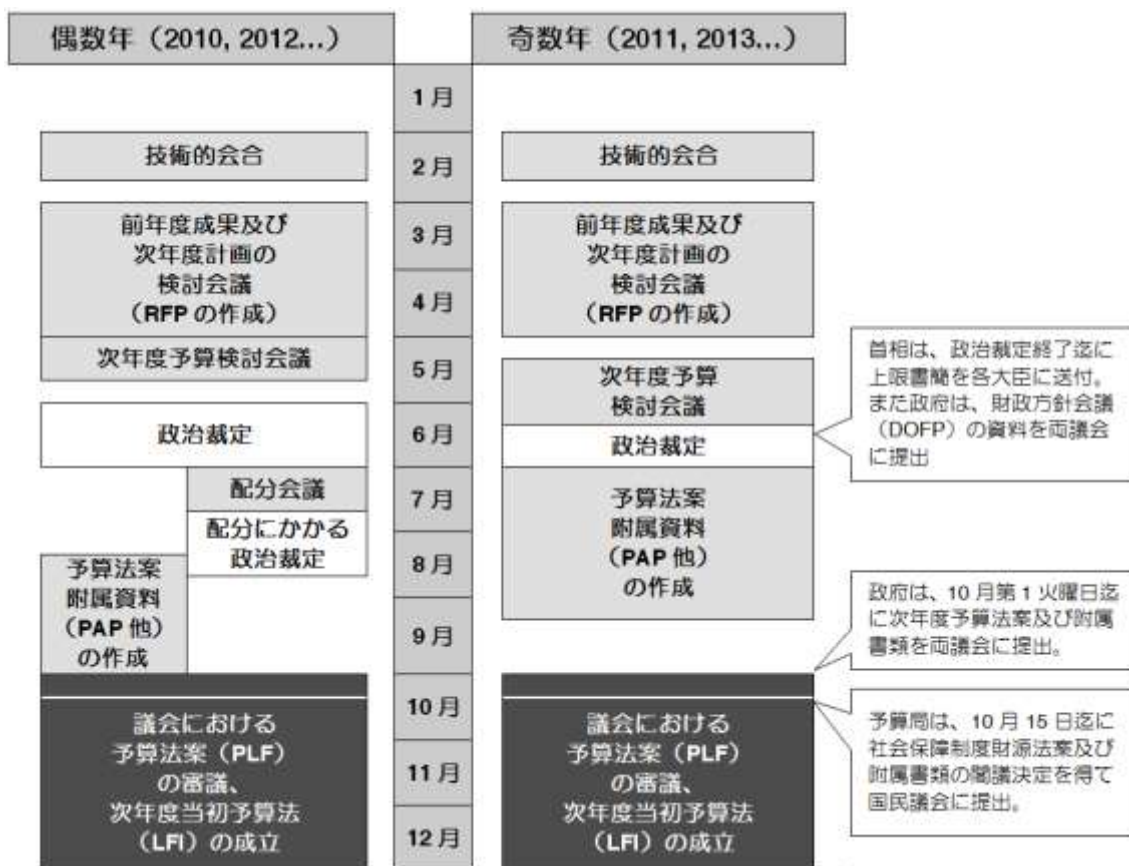
前年度の実績を RFP に落とし込む作業は毎年2月にスタートし、RFP は例年6月の決算法案の審議にかけられる。次年度計画の作業は6月の DOFP（財政方針会議）からスタートし、次年度の PAP は9月までに準備され、10月中旬から始まる予算審議にかけられる。

図表-2-16 は、年間の予算編成プロセスを簡略化して示したものである。なお、最初の3か年予算は2009-2011年と設定され、最後の年度の2011年は次の3か年予算の最初の年度と重なる構造となっていることから、偶数年に3か年予算の編成が行われ、奇数年には行われない。

<sup>24</sup> LPFP は国民所得会計の政府部門全体を包含する4か年の枠組みを定めた中期的予算法であり、国の3か年の複数年次予算のみならず、社会保障会計、地方自治体会計も含む。

<sup>25</sup> Budget de l'État : le chaînage vertueux de la Lolf, Dernière mise à jour le 14/06/13  
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/la-performance-de-l'action-publique/le-pilotage-de-la-performance/approfondir/budget-de-letat-le-chainage-vertueux-de-la-lolf.html>

図表-2-16 LOLF（予算組織法）に基づく政府予算の年間編成プロセス



【解説】

2月	技術的会合 Réunions techniques	各省の予算責任者及びプログラム責任者ならびに監査官が予算局の招きにより各種会合に出席、前年度の分析とRFP作成に向けた準備、政府財政状況を踏まえた予算の傾向についての話し合いを実施。
3月 ~ 4月	前年度成果及び次年度計画の検討会議 (RFPの作成) Conférences de performance, préparation des RFP	予算局が実施する前年度及び次年度のプログラム予算に係る正式な会議。次年度のPAPの準備を踏まえ、3か年予算の実施状況とプログラムの戦略的継続性を考慮し、成果指標の適切性を議論。RFPは6月の決算法案審議のために4月末までに作成され、次年度予算検討会議における判断材料とされる。
5月	次年度予算検討会議 Conférences budgétaires	3か年予算計画に準拠した次年度予算の見通しを示した書簡(lettre de cadrage)を首相が示し、各省の定員及び要求配分額について議論する正式な会議。
6月	政治裁定 Arbitrages	次年度予算検討会議にて示された予算局の反対意見を考慮し、予算担当大臣が3か年予算計画の実現性に鑑みた調整判断を下し、首相に進言。首相は6月末までに上限書簡(lettres-plafonds)を各省大臣に送付。
7月	配分会議 Conférences de répartition	各省内で偶数年のみ実施される、上限書簡に示された各省配分通知額をもとにしてプログラム担当者らが再配分額の妥当性を議論に係る合意形成のための会議。
7月 ~ 8月	配分に係る政治裁定 Arbitrage de répartition	配分会議で出されたプログラム別配分予定額及び定数等に係る合意に対して予算局に異議がある場合、必要に応じて首相が裁定。
7月 ~ 9月	予算法案附属資料(PAP他)の作成 Elaboration des documents budgétaires	次年度予算法案と社会保障制度財源法案(PLFSS)の年内成立を目指すため、青色予算附属書(PAPを含む社会経済・環境を考慮した一連の書類)、及びオレンジ・黄色予算附属書(特定分野に係る参考資料)を作成。
10月 ~ 12月	議会における予算法案(PLF)の審議、 次年度当初予算法(LFI)の成立 Examine du PLF par le Parlement, Adoption et promulgation de la loi	予算法案は国民議会による第一読会を経て元老院に送られ、元老院による承認後国民議会に戻され、両院の第二読会に向けた議論が7人の議員で構成される合同委員会で実施される。両院の間に意見の相違がある場合は、国民議会の意見が優越する。予算法案の成立にあたって財政計画法の改正が必要な場合は、憲法委員会による審議が行われる。当初予算法は議決後大統領による署名の15日後に施行され、官報に公告される。

(政府予算公会計ウェブサイトの図及び解説を抄訳/補筆)<sup>26</sup>

<sup>26</sup> Le forum de la Performance, La préparation et l'examen du budget, Dernière mise à jour le 02/11/12  
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/le-budget-et-les-comptes-de-letat/la-preparation-et-lexam>

## 第2章 フランス

### 2. 参考文献

#### 【日本語文献】

- ・WIP ジャパン（2013）「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」第2章フランス
- ・亀井孝文（2012）「ドイツ・フランスの公会計制度」中央経済社
- ・三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（2011）「ドイツ及びフランスにおける財務書類の検査及びその結果の報告の状況に関する調査研究」
- ・柏木恵（2010）「フランスの財政・予算・公会計改革の現状」キャノングローバル研究所
- ・中西一（2009）「フランス予算・公会計改革」創成社
- ・新日本監査法人（2008）「フランスの行財政改革と業績予算の実態に関する調査」
- ・新日本監査法人（2008）「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」
- ・上村敏之（2008）「所得税における租税支出の推計－財政の透明性の観点から－」会計検査研究 No.38

#### 【フランス語文献】

2006 年以降特定年度の PAP（年次業績計画書）をダウンロードする方法

- ①フランス政府予算公会計ウェブサイト  
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/ressources-documentaires/lois-projets-de-lois-et-documents-annexes-par-annee/>
- ②画面左フレームの 'Lois, projets de lois et documents annexés par année' から該当年を選択
- ③次画面で現れる書類の中から 'Le projet de loi de finances et les documents annexés (PAP...)' を選択
- ④次画面最下段の 'Sélectionner une mission' にある下向き三角ボタンを押して現れるリストの中から 'Sport, jeunesse et vie associative' を選択し、直下の 'Lancer la recherche' をクリック
- ⑤次画面最下段に表示された PAP のリンクを開けば、ダウンロードが開始される

2006 年以降特定年度の RAP（年次実績報告書）をダウンロードする方法

- ①フランス政府予算公会計ウェブサイト  
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/ressources-documentaires/lois-projets-de-lois-et-documents-annexes-par-annee/>
- ②画面左フレームの 'Lois, projets de lois et documents annexés par année' から該当年を選択
- ③次画面で現れる書類の中から 'Loi de règlement du budget et d'approbation des comptes' を選択
- ④次画面最下段の 'Sélectionner une mission' にある下向き三角ボタンを押して現れるリストの中から 'Sport, jeunesse et vie associative' を選択し、直下の 'Lancer la recherche' をクリック
- ⑤次画面最下段に表示された RAP のリンクを開けば、ダウンロードが開始される

- ・Ariel Eggrickx（2012）'Réflexion critique sur l'adoption d'outils de gestion par mimétisme: le cas de la LOLF', Revue Management & avenir - N°54
- ・Cécile Piney（2012）'Pilotage par la performance au quotidien dans un service public : quelle place pour les conditions de vie au travail ?', Innovation et Travail : sens et valeur du changement
- ・Emmanuel Millard（2011）'Témoignage du chef de la mission « performance de l'action publique », direction du budget, ministère du budget, des comptes publics, et de la réforme de l'État', Revue française d'administration publique, 2011
- ・Sandra Motchaud, Pierre Dantin（2011）'Le modèle sportif français: bilan et perspectives', Lavoisier
- ・Manel Benzerafa Alliat, et al.（2010）'La distance objectif-indicateur expliquée par l'ambiguïté dans la gestion publique cas de la loi organique relative aux lois de finances (LOLF)', Sciences de l'Homme et Société/Gestion et management, Vol.27/1, 2010
- ・Emmanuel Bayle（2010）'La gouvernance des fédérations d'associations chargées d'une mission de service public : le cas des fédérations sportives françaises', Politiques et management public
- ・Gilles Barouch（2010）'La mise en œuvre de démarches qualité dans les services publics : une difficile transition', Politiques et management public, Vol 27/2, 2010
- ・François Lafarge（2009）'la méthode suivie par la révision générale des politiques publiques', Revue française d'administration publique 2/2009 (n° 130)

en-du-budget.html